

【目次】

1. 雇用・労働・WLB施策（6項目）	- 1 -
※別途要請「生活困窮者自立支援制度の構築に向けた要請」回答を含む	
2. 経済・産業・中小企業施策（7項目）	- 5 -
3. 福祉・医療・子育て支援施策（4項目）	- 8 -
※別途要請「子ども・子育て支援新制度に関する取り組み要請」回答を含む	
4. 教育・人権・行財政改革施策（7項目）	- 18 -
5. 環境・食料施策（6項目）	- 20 -
6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策（7項目）	- 24 -
7. 泉州地区協議会 独自要請	- 31 -
政策・予算要請 用語集	- 34 -

## 1. 雇用・労働・WLB施策（6項目）

### (1) 基金事業の終了と総括について

これまで実施した基金事業の総括をきめ細やかにを行い、大阪の完全失業率など雇用環境は、全国と比して依然厳しい状況にあることから、何らかの形で基金事業が継続されるよう国に要望すること。とくに、介護・福祉分野は、効果的に継続できるよう、積極的な予算措置を行うこと。

(回答)

高石市（経済課）
大阪府や大阪労働局等と連携を密にして、雇用の確保につなげてまいりたいと考えております。
泉大津市
基金事業が、国が進める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「生活困窮者自立支援事業」に集約される状況の中、大阪府をはじめとした関係団体と連携をし、従来の基金事業にも継続できるよう、国に要望してまいります。
和泉市
平成25年度まで取り組んでおりました雇用創出基金事業（緊急雇用創出基金事業）について、再度きめ細やかに総括を行うとともに、今後も基金事業の継続がなされるよう、要望してまいります。
岸和田市
本市では、これまで基金事業を活用し、25名の新規雇用を図り雇用創出に努めてきたところです。今後は、基金事業に代わる新しい雇用対策制度が構築されるよう働きかけをおこない、また必要とされる分野へ予算が滞ることのないよう努めてまいります。

### (2) 最低賃金の引上げと法遵守について

大阪府地域最低賃金は、時間額838円となったが、雇用戦略対話で確認された全国平均1,000円、もしくは連合大阪リビングウェイジ<sup>1</sup>水準（時間額990円）へ早期に到達できるよう、中小企業への支援施策を関係機関と連携し強化を図ること。またワーキングプア（働く貧困層）が社会問題となっていることから、国や労働局に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障しうる金額水準まで引き上げる旨を明記した、意見書等の採択を検討すること。一方、最低賃金を下回る企業求人が見受けられることから、法違反について労働基準監督署とも連携を図り、適切な措置を講じること。

(回答)

高石市（経済課）
大阪府内の最低賃金については、市広報紙に掲載するとともに、市庁舎内にポスター掲示、チラシ等配架し、周知に努めております。 また、最低賃金を下回る企業や、法違反の見受けられる企業求人等につきましては、大阪労働局や労働基準監督署と連携を図ってまいります。
泉大津市
国や労働局への要請については、市内の経済状況や関係各団体の意見を踏まえ検討してまいります。また、労働基準監督署と連携を図り、違法求人等については、事業所に対し適切な指導・周知を行ってまいります。
和泉市
和泉市では平成16年3月に和泉市無料職業紹介センターを開設し、和泉市独自の求人を収集するため、求人開拓を行っております。その際、求人票を確認し、違法性は無いかどうかを確認し、万一、不備があれば企業へ確認を行っております。 また、最低賃金、労働環境等、様々な雇用戦略について労働基準監督署と連携を図り、労働者の生活水準向上を目指し、適切な措置を講じてまいります。
岸和田市
健康で文化的な最低限度の生活を保障しうる安定した賃金の確保と公正な処遇による雇用がなされるよう、関係機関とともに支援を図るほか、特に法違反の事例については、労働基準監督署と連携し適切に対応してまいります。

### (3) 地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する地域就労支援事業<sup>2</sup>について、市町村の事業実績を検証し「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業を推進すること。また相談対応等について事例集を作成し、適宜情報交換を行い、効果的な体制を構築すること。さらに、地域での活動強化の観点から「地域労働ネットワーク<sup>3</sup>」を活用し、地域における労働課題の集約から具体施策に反映すること。

(回答)

<b>高石市 (経済課)</b>
就労困難層に対する地域就労支援事業については、就労支援センターの機能充実に努めてまいります。
<b>泉大津市</b>
就職困難層に対する就労支援については、大阪府や地域労働ネットワーク等の関係各団体と連携し、相談対応等について事例を参考にし、効果的に支援できるよう努めてまいります。
<b>和泉市</b>
和泉市では、平成 16 年 3 月に和泉市無料職業紹介センターを開設し、働く意欲がありながら就労にあたり困難な要因を抱えている就職困難者等に対し、それぞれに適した就労支援相談・職業紹介を、就労支援コーディネーターにより行っております。 また、和泉市では平成 13 年 3 月に和泉市就労支援計画を策定し、平成 26 年 3 月に新たに第 2 次和泉市就労支援計画を策定しました。 本計画に沿って和泉市及び関係機関が一体となり、働く意欲のある市民の就労の場を確保・創出するだけでなく、市民・労働者の労働環境の向上などを目指しており、今後よりいっそう地域における労働問題の解決に取り組んでまいります。
<b>岸和田市</b>
本市では、地域就労支援事業の一環として労働会館に就労支援センターを設置し、就職困難層に対する相談事業や職業能力開発事業、雇用・就労支援事業等を実施しています。他の先進地における好事例を参考に、きめ細やかな対応をすることで、より効果的な支援となるよう取り組みを進めてまいります。また引き続き、阪南地域労働ネットワークにおける連携を強化し、課題解決に努めてまいります。

#### (4) 生活困窮者自立支援の充実・強化について

生活困窮者自立支援法<sup>4</sup>が 2015 年 4 月に施行されることから、これまで実施されたモデル事業や就労・生活支援を行っている民間団体などノウハウを参考にし、個々人の生活困窮者の事情や状況にあわせて、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援が有効に機能させること。とくに福祉および就労に関係する部署が連携し、生活困窮者自立支援事業体制の充実を図ること。

(回答)

<b>高石市 (社会福祉課)</b>
自立相談支援事業につきましては、高石市社会福祉協議会に相談委託のうえ、ハローワークや関係各課(機関)との連携のもと、就労支援等を実施してまいります。 また、住居確保給付金につきましても、実施してまいります。 一時生活支援事業につきましては、大阪府下市町村で共同実施するホームレス巡回相談支援事業及び住居喪失の困窮者等に係る緊急一時宿泊事業については、契約するビジネスホテルに一時収容しながら、他の支援制度も併せて実施してまいります。また、その他の支援事業は関係各課(機関)と連携・協働して、既存の制度等を活用しながら実施してまいります。
<b>泉大津市</b>
生活困窮者自立支援事業につきましては、生活福祉課が実施主体として体制整備に取り組み、個々人の生活困窮の程度や状況の把握と、関連部署間の連携のもと包括的・継続的な支援が円滑に実施され、生活困窮者すべての社会的経済的な自立と生活向上が図れるよう努めてまいります。
<b>和泉市</b>
平成 27 年度より開始される生活困窮者自立支援制度の実施に向けて、福祉部局や労働部局などの相談支援を実施している部署を中心に生活困窮者対策準備会議を立上げ、関係部署と実施体制等について継続的に協議を図っているところです。また、先行してモデル事業を実施している自治体や就労支援などを実施している関係機関等についても、視察を行い、協議や意見交換等を行っているところです。 こうした取組みを十分に踏まえて、平成 27 年 4 月より総合相談窓口として生活困窮者自立相談支援の実施、住居確保給付金の支給を軸に相談支援を実施していきます。支援については、生活困窮状態に陥っている状況・要因等を把握し、個々人の状況に応じた支援計画を作成し、関係部署・関係機関等との連携のもと、さまざまな制度や支援策、サービス等を活用し、対象者の自立を支援してまいります。 また、支援実施後についてもモニタリング・評価を行い、対象者が社会的及び経済的に自立した生活を送ることのできるよう継続した寄り添い型の支援を実施してまいります。
<b>岸和田市</b>
生活困窮者自立支援事業体制を充実させるためには、庁内の関係課間の連携が必要であるとの認識の下、庁内 20 課と協議を行い、連携体制の確立に向け、準備をすすめてまいります。 また、外部団体との連携も必要不可欠であり、今後、岸和田市社会福祉協議会、ハローワーク、保健所、医師会、学校関係、地域包括支援センター、介護関係団体等との連携を図っていきたくと考えております。 あわせて、モデル事業を行っている先進市の事例等の視察を行い、本事業が有効に機能できるようにすすめてまいります。

※別途要請分

1. 生活困窮者自立支援制度の構築に向けては、生活困窮者や複合的な課題を抱えた人たちに対して「社会とのつながりの再構築」をめざすという基本的視点や、「包括的かつ個別的な支援」となるよう本来の趣旨・理念を十分に踏まえた制度設計を行うこと。また、新制度の普及・啓発、地域における生活困窮者の実態調査、中間的就労事業者の参入促進をはかるための事業などを行うこと。

(回答)

岸和田市

生活困窮者自立支援制度の構築については、既存の制度では十分対応できなかった生活困窮者に対し、包括的、個別的な支援等を実施することで、経済的、社会的な自立の促進を図ります。新制度の普及・啓発については、広報きしわだ、社協だよりに掲載した他、関係課や関係団体、医師会等にパンフレット等を配布し周知を行っています。

また、生活困窮者の実態調査、中間的就労事業者の参入促進については、調査研究していきます。

2. 推進体制については、福祉と就労分野が連携する部局横断的な体制を構築すること。特に労働相談や就労支援に関しては、労働行政や労働組合が積極的に参画できる推進体制を構築するとともに、支援員等の人材養成は、労働相談にも対応できるような研修を計画されること。

(回答)

岸和田市

推進体制については、市役所内の福祉、就労分野のみならず、税務部門や教育委員会も含めた関係課との連携も準備しています。支援員等の人材育成については、計画的に研修を受講し、相談員のスキルアップを図っていきます。

3. 2013年度補正予算を積極的に活用し、民間の支援団体・関係者との連絡会議などを開催し、包括的な支援体制やネットワークづくりについて協議すること。また、これまで就労相談や生活相談を一体的に取り組んできた OSAKA チャレンジネットや大阪ホームレス就業支援センター、ライフサポートセンターおおさかななどのノウハウ等を活かし、包括的な支援体制が継続できるよう関係団体との連携を強化すること。

(回答)

岸和田市

幅広い機関と協議できるよう調査・検討してまいります。

4. 制度設計や運営にあたっては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることや家族の問題など多様な課題を抱えていることから包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援体制を整備すること。また、生活保護の水際作戦、就労の強制、貧困ビジネスの参入による労働法規の潜脱を招かないよう、関係機関や支援現場への趣旨の徹底をはかること。

(回答)

岸和田市

生活困窮者に対しては、支援プランを実行していくにあたっては、各生活困窮者の状況を見ながら定期的にプランを見直すなどを行い、包括的・個別的な支援等を実施します。

また、労働法規の遵守の徹底を図るとともに、生活保護につながるべき生活困窮者については、早急に生活保護制度を案内します。

5. 2015年度からの本格実施に向けて、支援員の確保等の体制整備、人材育成、支援ツールの拡充など必要な予算の確保をはかること。また、支援効果の評価にあたっては、経済的自立（就労）のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価される尺度を設定するとともに、支援を行わず放置した場合の社会的コストについて考慮すること。

(回答)

岸和田市

2015年度の予算確保は、図っております。今後さらに必要に応じ、予算額の見直しも検討します。

また、支援効果の評価についても経済的な自立だけでなく、社会とのつながりをも重視した評価方法を検討していきます。

6. 本人の状態や希望にあった就労先や居場所などの「出口」をつくっていく地域戦略を重視すること。また、就労訓練事業（中間的就労）や家計再建支援事業の受け皿となる協同組合、協同労働、NPO、社会的企業などが育つ仕組みや支援（補助、優先発注等）について検討すること。

(回答)

<b>岸和田市</b>
就労先、居場所等の「出口」づくりについても調査検討していきます。 就労訓練事業については、まずは、岸和田市社会福祉協議会を中心とした、社会福祉法人を中心に検討していきます。

7. 生活困窮者支援制度の検討・実施・運営を通じて、生活困窮者・貧困を生み出す社会的背景や政策課題をも明らかにし、生活困窮者を生み出さないための政策・制度の改善にフィードバックしていくこと。

(回答)

<b>岸和田市</b>
生活困窮者への支援を通じ、社会的背景・困窮状態に至る原因を捉え、今後の改善方策を検討していきます。

#### (5) メンタルヘルスやハラスメントの相談機能強化と法違反企業対策について

連合大阪や大阪府総合労働事務所、大阪労働局に寄せられる労働相談で、「職場のいじめ・嫌がらせ」に関するハラスメント相談が近年急増している。また、職場におけるメンタルヘルスの問題も増加していることから、予防対策や早期発見による適切な指導等が行えるよう相談機能を強化するとともに、労働基準監督署と連携し、マニュアル・ガイドライン等による啓発活動を強化すること。

さらに、長時間労働の強要や強制的残業代のカットなどの法違反を行う悪質な企業が社会問題となっていることから、相談を通じてそのような疑いがあれば、労働基準監督署とも連携し、適切な施策を講じること。

(回答)

<b>高石市（経済課）</b>
今後も引き続き大阪府総合労働事務所や労働基準監督署等と連携を図ってまいります。
<b>泉大津市</b>
関係各課と連携し予防・早期発見・解決に向けた相談体制の強化を図るとともに、効果的な啓発に努めてまいります。また、労働基準監督署と連携し、適切な指導を行ってまいります。
<b>和泉市</b>
和泉市では、在勤の労働者等を対象に仕事上でのメンタルヘルス等の労使間の様々な問題を解決するため、社会保険労務士会に委託し、毎月2回、労働相談を実施しております。 同時に、啓発活動や法違反を行う悪質な企業に対する適切な措置を、労働基準監督署と連携してまいります。
<b>岸和田市</b>
本市では、労働法律相談のほか各種相談に関する窓口を設置しています。近年の多様化する相談内容に的確に対応するため、相談担当者のスキルアップに努めるとともに、引き続き相談窓口の市民への周知を図るほか、相談機関相互の連携強化に努めてまいります。また、法違反を行う悪質な事例につきましては、関係機関と連携し適切に対応してまいります。

#### (6) 仕事と生活の調和推進にむけて

女性の雇用状況で、とくに大阪は、出産・子育て期に低下するM字カーブ<sup>5</sup>の谷が全国平均より深い、女性全体で見ると就業希望者は全国平均より高くなっている。そこで、大阪府で取り組んでいる「男女いきいき・元気宣言<sup>6</sup>」登録事業者を増やす取り組みを強化し、労働局と連携し「くるみん」マーク<sup>7</sup>の認定について、引き続き企業へ周知すること。

(回答)

<b>高石市（経済課）</b>
仕事と生活の調和推進に向けた取組みは、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会を築いていくために必要なものと考えており、リーフレット等を活用し、引き続き周知に努めてまいります。
<b>泉大津市</b>
大阪府及び労働局等の関係機関と連携し、事業所に対し広報・周知に努めてまいります。
<b>和泉市</b>
和泉市では、女性への就労支援としてM字カーブの谷の部分の上昇を図るための取組みとして、女性の職業能力を開発する等の事業を行い、その能力を活用できるよう就労に向けた支援を行っております。この支援をより円滑に進めるため、大阪府で取り組んでいる「大阪いきいき・元気宣言」の登録事業者を増やす取り組みを強化するとともに、労働局と連携し「くるみん」マークの認定について、引き続き企業への周知を行ってまいります。

<b>岸和田市</b>
企業における男女共同参画を推進し、男女ともにいきいきと働くことができるワーク・ライフ・バランスの取り組みが強化されるよう、関係機関と連携を図ってまいります。

## 2. 経済・産業・中小企業施策（7項目）

### (1) 企業の流出防止と創業支援について

大阪府では2011年に引き続き、本社転出企業数が転入を上回り、前年を超える企業が移転していることから、市町村でも本社や事業所移転を食い止める大胆な企業立地補助や優遇税制施策を講じ、企業の流出防止と企業参入の促進を図ること。

また、大阪府における事業所の開業率も2.9%と低水準であることから、市町村でも創業・操業支援施策を充実させること。

(回答)

<b>高石市（経済課）</b>
本市では、平成19年6月に高石市企業立地等促進条例を制定し、平成24年4月には適用期間の5年間延長と対象要件等の緩和を行うなど、企業の流出防止に努めております。 また、創業を目指している事業者等に対する支援につきましては、高石商工会議所等の関係機関と連携を図ってまいります。
<b>泉大津市</b>
本市の現状として、フェニックス地区を除き、全て誘致が完了している状況です。 今後、企業誘致の促進を図るため、引き続きフェニックス地区における工業用地の早期埋立竣功を、管理者である大阪府港湾局に要望するとともに、順次竣功し次第、本市企業誘致促進に関する条例を活用し、優良企業の誘致を促進します。
<b>和泉市</b>
本市おきましては、平成25年9月25日に和泉市産業集積促進条例を制定し、大阪府より地域指定を受けました産業集積促進地域（テクノステージ和泉、トリヴェール西部地区）に進出する企業の操業継続等産業集積の維持及び促進を図るとともに、本市の産業振興及び活性化を図ることを目的に支援を行っております。 また、創業支援事業計画を策定し、平成26年10月31日に国の認定を受け、和泉商工会議所等との連携を通じて、相談業務や創業セミナー等、創業希望者への支援事業を実施しております。
<b>岸和田市</b>
本市では、2013年4月1日に「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づいた「基本計画」の同意を国から得ました。それにより、市から府、国へと、企業に対する支援措置の輪を広げることができました。 また、引き続き、市内の産業集積地における産業の空洞化を防止し、地域経済の発展に寄与するため、「岸和田市産業集積促進地区における産業支援条例」により、産業集積地に立地している企業へ助成をしております。 さらに、ちきりアイランド（阪南2区）や岸和田丘陵地区においては、「岸和田市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例」で助成措置を講ずることにより製造業や物流関連事業等の進出企業をバックアップし、企業誘致を図ってまいります。 また、商工会議所・地域金融機関と連携を図り「創業支援ネットワーク」を構築し、きめ細やかな創業支援に努めてまいります。

### (2) 観光産業の活性化について

来阪外国人旅行者数が2013年目標値を上回るなど、大阪観光局<sup>9</sup>が掲げた事業目標に対して成果はあがっているが、案内所の増設および案内員の増員、多言語標記への対応など、府や他の市町村と連携して、国際都市大阪に向けての施策を発展させること。

また、外国人向け府域Wi-Fiの環境整備や、観光施設発展のための税制優遇なども推進すること。

(回答)

<b>高石市（地域活力創出課）</b>
観光産業の活性化と集客力向上に向け、泉州地域9市4町において、泉州観光プロモーション推進協議会（事務局：堺市）を設立いたしました。新関西国際空港株式会社と一体となり、地域資源や特性を活かした関空イン・関空アウトのインバウンドによる観光振興及び泉州地域のプロモーションを推進し、関西国際空港や泉州地域の活性化、国内外における泉州ブランドの確立に取り組んでいます。当協議会において関空イン・関空アウトのインバウンドによる泉州地域の観光振興に係る企画の立案及び連絡調整に関する事業、泉州地域のプロ

<p>モーションに関する事業、泉州地域の魅力に係る情報発信に関する事業などを行っています。</p> <p>多言語表記の対応などは、観光施設・店舗・事業者を対象に外国語の案内表示の活用等についての観光セミナーを開催しています。国内外の観光客のニーズに応えた国際都市大阪に向けて取組みを進めているところでございます。</p> <p>外国人向け府域 Wi-Fi の環境設備については大阪観光局で取り組まれています。今後とも大阪観光局や泉州観光プロモーション推進協議会等とも連携し、観光振興を推進してまいります。</p>
<p><b>泉大津市</b></p> <p>観光産業の活性化と集客力向上に向け、泉州観光プロモーション推進協議会等に参画しており、今後とも大阪観光局をはじめ、大阪府や他の市町村と連携し、ハード・ソフト両面を調査研究してまいります。</p>
<p><b>和泉市</b></p> <p>本市におきましても、観光推進事業は、来訪していただくための重要な施策と位置付け、事業の充実を図っているところです。</p> <p>ご質問のありました観光案内所につきましては、現在 JR 和泉府中駅前商店街内と泉北高速鉄道泉中央港内におきまして、「和泉市いずみの国観光おもてなし処」を設置し、観光情報の発信、案内等を行っており、多言語対応としても英語対応のできるスタッフを配置しているところでございます。</p> <p>また、観光案内所の充実としましては、JR 和泉府中駅前商店街内にあります「和泉市いずみの国観光おもてなし処」につきまして、JR 和泉府中駅前商店街内から、駅前再開発に伴い、駅前広場前に、移設し、平成 27 年 3 月上旬開設に向け調整をしております。移転後の観光おもてなし処では、多言語対応の人員配置はもちろんのこと、モニターを設置し、市の情報発信の充実を図るとともに、観光案内等、大阪府や他市等と調整を図りながら推進してまいります。</p> <p>また、外国人向けの環境整備や税制優遇につきましても、大阪府や他市等と調整しながら、検討してまいります。</p>
<p><b>岸和田市</b></p> <p>泉州地域の 9 市 4 町が一体となり、インバウンド観光を推進するために設置された「泉州観光プロモーション推進協議会」において、引き続き国内外でのプロモーション活動や情報発信の強化、受入れ環境の充実等を図り、海外からの誘客促進に取り組んでまいります。</p>

### (3) 中小企業の積極的な支援について

中小企業の経営基盤を強化し、中小企業が保有する技術・技能を活用することがものづくりの維持・強化と雇用の確保につながることから、技術・技能の伝承が行える施策を構築すること。そこで MOBIO (ものづくりビジネスセンター大阪)<sup>10</sup> を積極的に活用するとともに、また「ものづくり B2B ネットワーク<sup>11</sup>」による企業紹介件数は順調に増加していることから、成立・成約件数を可能な限り把握し、以降の事業展開につなげていくこと。

(回答)

<p><b>高石市 (経済課)</b></p> <p>大阪府等関係機関と連携を図ってまいります。</p>
<p><b>泉大津市</b></p> <p>中小企業の経営基盤を強化し、ものづくりの維持・強化と雇いを確保するため、これまでも実施している地域産業関連団体等による販路の開拓をはじめ、新商品・新技術の開発、人材の育成・確保などの取組に対しての支援を継続します。また、MOBIO (ものづくりビジネスセンター大阪) や「ものづくり B2B ネットワーク」の担当課である大阪府ものづくり支援課には、地域産業界をはじめ市・商工会議所等の関係諸団体で構成する泉大津市地域産業振興会においてオブザーバーとして参加してもらっており、今後とも大阪府をはじめ、地域産業界や商工会議所などと引き続き連携し、意見・情報交換を行い、中小企業の支援について調査研究してまいります。</p>
<p><b>和泉市</b></p> <p>中小企業の振興に関する基本理念等を定めた「和泉市中小企業振興条例」を制定し、地域経済の活性化を図ることを目的に、市内中小企業の受注機会拡大等、中小企業の支援施策を実施しております。</p> <p>また、ものづくり No. 1 プロジェクトにおいて、市内のものづくり企業が魅力的な技術・商品を開発し事業化することで、市域全体の産業振興に資することを目的に、市内ものづくり企業のニーズ・課題等を把握するとともに、大阪府立大学等との連携を活かした新商品・技術開発の支援をしております。</p> <p>さらに、中小企業振興対策補助金制度にて企業の成長・発展に必要な人材育成、工業所有権取得、研究・開発に要する費用の一部を支援しております。</p>
<p><b>岸和田市</b></p> <p>本市において、中小企業の新製品・新技術の開発・新分野への事業進出、販路の開拓等の経営力の向上に資する事業において補助金交付の支援を行うとともに、市内の優れた産品 (市内で生産・製造・加工されたもの) には岸和田ブランド認定を行い情報発信するとともに、中小企業診断士の派遣相談業務もを行い、中小企業の基</p>

盤強化・自力アップの支援を行ってまいります。

大阪府の「ものづくり B2B ネットワーク」につきましても、引き続き市内の看板企業の情報提供を行うとともに可能な限り情報収集に努めてまいります。

#### (4) 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業向け融資制度の実績状況を勘案し、制度の見直しも視野に含め、有効かつ実効性を高める制度にするため、必要な対策を講じること。また、制度を変更する場合は、変更内容を当該の中小企業に対し、速やかに伝えること。

(回答)

##### 高石市（経済課）

大阪府等関係機関と連携を図ってまいります。

また、中小企業振興支援策として、大阪府制度融資等を利用している事業者に対し、利子補給金交付制度を実施しており、今後も本制度を維持してまいりたいと考えております。

##### 泉大津市

大阪府の中小企業向け融資制度及び本市の利子補給制度について、市のホームページや広報紙などにより周知を図ってまいります。

##### 和泉市

和泉市中小企業融資制度は、平成 26 年 4 月より融資限度額の増額、融資期間の延長、受付機関を金融機関へ変更するなどし、従前よりも、事業者の方にとって利用しやすい内容へ変更しております。

本市では今後も引き続き市内の中小企業を支援するため、企業融資対策事業の拡充・改善を研究し、市および金融機関の窓口や市のホームページ・広報にて PR に努めてまいります。

##### 岸和田市

引き続き「小規模企業サポート融資の市町村連携型」をはじめ数多くある応援資金メニューを活用しながら、利用者の相談内容に見合った制度案内について丁寧な対応に努めてまいります。

#### (5) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

市町村において、総合評価入札制度<sup>12</sup>の導入が進んでいない状況にある。早期に拡充できるよう、取り組みを強化すること。また、公契約条例ならびに公共サービス基本条例の制定にむけた取り組みを推進すること。

(回答)

##### 高石市（契約検査課）

庁舎清掃管理業務について価格評価、技術的評価（研修体制、履行体制、品質保証）、公共性評価（障害者雇用、環境配慮）の 3 項目による総合評価競争入札を実施しています。

公契約条例等については、調査研究してまいります。

##### 泉大津市

本市において総合評価入札制度は、平成 18 年度から本庁舎の清掃業務で導入しております。また、公契約条例は制定しておりませんが、契約書の契約約款に、請負者の法令上の責任として労働基準法や最低賃金法をはじめとする日本国の法令を遵守するよう明記しています。公契約条例の制定につきましては、国等法律の制定状況を今後も見極めてまいりたいと考えております。

##### 和泉市

建設工事については、平成 22 年度から総合評価落札方式を導入しており、現在までに 9 案件で採用しております。

公契約条例については、労働者の最低賃金や労働条件等については独自に一自治体が定めるものではなく、国全体の政策として実施しなければ効果が得にくいと考えており、現時点におきましては、国による公契約法の制定による解決が最も妥当であると考えます。

##### 岸和田市

平成 20 年度より就職困難者や障害者の雇用拡大を図るべく、市庁舎清掃警備等管理業務委託において、総合評価入札制度を実施しております。公契約条例に関しましては、公共工事に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図ることを念頭に置き、社会情勢等の動向を注視してまいります。公共サービス基本条例に関しましては、法の趣旨を的確に捉え、良質な公共サービスの提供や労働環境の整備に努めてまいります。

#### (6) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺<sup>13</sup>の相談件数が依然として高くなっている。下請二法<sup>14</sup>や下請ガイドライン<sup>15</sup>等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り適切な行政指導を行うこと。とくに本年は消費増税があり、価格転嫁をさせない取引先企業も見受けられ、来年も消費増税が予定されていることから、公正取引の確保に向けて関係省庁と連携をはかり、より一層厳しく行政指導にあたること。

(回答)

<b>高石市（経済課）</b>
大阪府等関係機関と連携を図り、適正化推進に努めてまいります。
<b>泉大津市</b>
入札参加業者については、「公正な入札及び工事等の適正な施工について」という文書により下請代金支払いの適正化・建設労働者の適切な賃金支払いを指導するとともに、落札業者に対しては再度、文書により下請や労働者に対する適切な契約・支払いの遵守等の指導を引き続き今後も行っていきたいと考えております。また、消費税の適正な取り扱いについても注意を払ってまいりたいと考えております。
<b>和泉市</b>
下請代金支払遅延防止法及び下請中小企業振興法の下請二法については、その取締りの第一義的な責任は、国の機関である中小企業庁や公正取引委員会と考えておりますが、本市におきましても、適宜周知していきたいと考えております。また、消費税増税による影響につきましても、注視してまいります。
<b>岸和田市</b>
下請二法や下請ガイドライン等に関連しての中小企業者の相談や支援につきましては、近畿経済産業局や（財）大阪産業振興機構と連携を密にし、対応することに努めます。

### (7) 非常時における事業継続計画（BCP）について

事業継続計画（BCP）<sup>16</sup>については、東日本大震災以降注目を集めているが、中小企業への普及率がまだまだ低い状況にある。専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、広く周知・徹底すること。また未策定の市町村は、早急に策定へ向けた取り組みを行うこと。

(回答)

<b>高石市（経済課・危機管理課）</b>
大阪府等関係機関と連携を図り、周知に努めてまいります。また、市のBCP策定については、今後検討してまいります。
<b>泉大津市</b>
本市において、事業継続計画（BCP）については、重要な課題として認識しております。また、地域産業界をはじめ、市・商工会議所等の関係諸団体で構成する地域産業振興会においても、東日本大震災以降、特に重要な課題として認識しており、地域産業界や商工会議所などと引き続き連携し、事業継続計画（BCP）についての意見・情報交換を行い調査研究してまいります。
<b>和泉市</b>
BCPにつきましては、中小企業が災害等に遭遇した際の事業の早期復旧・継続に取り組むうえで基本となる計画であることから、BCP策定の周知及び支援に向けた取り組みを検討してまいります。また、本市の事業継続計画につきましては、平成27年3月に策定予定でございます。
<b>岸和田市</b>
中小企業でのBCP策定は難しい課題ではありますが、BCP対策の必要性については、商工会議所と連携を図りながら、中小企業事業主に広く周知するよう働きかけてまいります。

## 3. 福祉・医療・子育て支援施策（4項目）

### (1) 地域医療の拡充について

#### ① 医療提供体制の確保

2013年に策定された大阪府保健医療計画<sup>17</sup>が中間年となる。保健医療福祉の一次サービスを担っている市町村の役割は重要であることから、5疾病（ガン・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神）、4事業（救急医療・災害医療・周産期医療・小児救急を含む小児医療）及び在宅医療の2017年度設定目標値に到達できるよう、着実に取り組みを進めること。

(回答)

<b>高石市（保健医療課）</b>
生活習慣病及びがん検診等各種健康増進事業を実施し、早期発見・早期治療、疾病の重症化予防に努めているところです。ブロックや管内の研修会・検討会等にも積極的に参加し、受診者拡大や検診精度などの評価も行いながら推進しております。また、市民の健康づくりを推進するため平成26年度より健幸ポイント事業を開始し、一次予防の充実に取り組んでいるところです。
本市は泉州二次医療圏に属しており、輪番制等により救急患者の入院医療を担当する2次救急医療体制等市町村域を越える体制整備を進めております。
また、小児初期救急の安定した体制を整備する必要性から、本圏域内に小児初期救急として一定の役割を担える体制を備えた「泉州北部小児初期救急広域センター」の運営を行っているところです。

<p>本市においても、内科・小児科につきましては、休日診療（日曜・祝日・年末年始）を高石市立診療センター内で実施しております。</p> <p>救急医療の危機的状況を解消するため、慢性的な医師不足や救急の不採算性等を解消し、救急医療体制の整備や医師の養成、確保に取り組み、救急告示病院に対する財政的支援の拡充など、今後の国や大阪府の動向を踏まえ、取組みを検討してまいります。</p>
<p><b>泉大津市</b></p> <p>5疾病4事業および在宅医療の目標値のなかで、市として取り組み可能な項目については、達成に向けた取り組みを進めてまいります。</p> <p>また、市立病院では大阪府保健医療計画泉州医療圏において明記された医療機能や取組方向及び目標に沿い、地域医療拠点病院としての役割を果たすよう努めてまいりたいと考えています。</p>
<p><b>和泉市</b></p> <p>平成26年度4月から、指定管理者制度へと移行しましたが、（指定管理者：医療法人徳洲会）指定管理者と連携、協力しながら、5疾病4事業への取り組みを進めてまいります。特に、現在休止している救急医療については、早期の再開をめざします。</p>
<p><b>岸和田市</b></p> <p>統計により市民の健康状態を把握し、岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画において、市民の健康づくりを支援するために、具体的な取り組みと目標を設定し、健康づくり運動を推進しております。</p>

## ②がん検診率の向上

大阪府民のがん検診率は、全国的にも低い水準にあり、胃がん、肺がん、大腸がんについては子宮がん、乳がんよりも低い受診率である。市町村として受診率を上げる効果的な「組織型検診体制<sup>18</sup>」を確立するための予算措置を講じること。

（回答）

<p><b>高石市（保健医療課）</b></p> <p>がん検診は、検診車による集団検診、市内医療機関での個別検診を実施し、併用可能なものは実施するなど受診される方の便宜を図ってまいりました。また、肺がんと胃がん及び大腸がんの同時検診、乳がんと子宮がんの同時検診に加え、検診希望日を電話受付するなど、受診者の負担をより軽減する形で実施しているところです。</p> <p>平成26年度は新たな取組みとして、特定健康診査と同時実施の日曜健診なども実施しております。</p> <p>「がん検診推進事業」として、乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診を継続実施し、平成25年度からはクーポン券未受診者への受診勧奨通知なども行ってまいります。</p> <p>今後も受診者増加に向け、取り組んでまいります。</p>
<p><b>泉大津市</b></p> <p>現在、胃がん、肺がん、大腸がん検診については、同時に受診できる集団検診日を設定するなど、受診率向上に努めています。</p> <p>また、がん検診の対象者、受診歴等の個人情報をシステムで管理しており、節目年齢対象者への受診勧奨、未受診者への再勧奨を行っています。今後も、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいた適正な検診を実施するとともに各種がん検診の受診率向上を目指します。</p>
<p><b>和泉市</b></p> <p>がん検診受診率の向上については課題と認識し、組織型検診の基本条件とされている、対象集団の明確化や個別に受診勧奨案内をするなどの高い受診率を確保できる体制づくり、精度管理体制の整備など、すすめているところです。</p> <p>平成26年度からは肺がん検診の個別検診を開始し、特定健診と同時に受診できる利便性のよい検診体制を整備しております。</p> <p>今後も受診率向上を図るためのがん検診体制の充実について、研究してまいります。</p>
<p><b>岸和田市</b></p> <p>現在、受診率の向上を目指して、保健センター等での集団検診は、特定健診とがん検診等を同時に受診できるように設定し、平日の受診が困難な人のために休日（土・日）の検診を実施しています。また、市で行っているがん検診の周知を図るためにがん検診推進事業対象者には個別通知を、それ以外の人には広報やホームページ・チラシの新聞折込み等、色々な機会にがん検診受診につながるようPRを行っています。今後も、国や府の動向を確認しながら、がん検診の受診率の向上を目指して対策を講じてまいります。</p>

### ③不妊症・不育症<sup>19</sup>の経済的負担軽減

2014年4月より不妊治療への助成対象範囲が一部変更され、2016年4月からは助成回数が増えるなど新制度に移行される。経済的負担が大きいことから、広く住民に周知すること。また、流産や死産を繰り返す不育症治療助成事業についても予算措置を講じること。

(回答)

<b>高石市（保健医療課）</b>
不妊治療や不育症治療については、大阪府と連携し、制度の情報や専門窓口等の情報提供に今後とも努めてまいります。 なお、不妊治療については、大阪府の特定不妊治療助成制度に加え、平成27年4月から市独自の助成を実施いたします。
<b>泉大津市</b>
本市では、平成21年度より、1年度あたり1回5万円を上限に通算5年間を限度に特定不妊治療助成制度を実施しています。今後、本助成制度の継続に努めるとともに、市民に周知を図ります。 また、不育症治療助成事業につきましては、有効性・安全性が確認されている不育症の検査や治療は、ほとんどが医療保険適用されておりますが、有効性・安全性が確立しているとは言えない治療もあるため、現在のところ実施予定はありませんが、今後、国や大阪府内の市町村の動向を注視していきたいと考えています。
<b>和泉市</b>
特定不妊治療費助成制度につきましては、都道府県の事業として全国的に実施しているものですが、本市では、平成20年度より大阪府の助成額に上乗せして助成することで経済的負担の軽減を図っているところです。実績は増加傾向で一定の成果を挙げており、今後も継続してまいります。 新制度への移行に際しては広報、ホームページなどを活用し周知に努めてまいります。 不育症については、リスクとなる要因が複雑で病態ごとに治療方針も定まっていないことなど、対象とする治療費の根拠を明確にすることが難しい現状もあり、現在のところ実施する予定はありませんが、引き続き国府の動向等も注視してまいります。
<b>岸和田市</b>
不妊治療、不育症治療に悩む方の経済的負担を軽減し、安心して治療を受けていただくための補助につきましては、その必要性を十分認識しておりますが、市単独事業の新規導入は困難でございます。

## (2) 医療・介護サービスの連携と強化について

### ①地域包括ケアシステム<sup>20</sup>の構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するため、地域包括ケアシステムの普及・定着を進めるとともに、地域包括支援センター<sup>21</sup>の機能と役割を強化すること。

(回答)

<b>高石市（高齢介護・障害福祉課）</b>
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの基盤となる住民主体の通いの場づくりや、介護予防への住民主体の取組みを推進します。地域包括支援センターを中心として、介護事業者と地域との連携体制を強化し、日常生活支援総合事業へのスムーズな移行に向けて多様なサービスの担い手の確保に努めます。また、医療と介護の連携基盤を作るため在宅介護支援センターの機能を強化し、医師会との連携のもと在宅介護を充実することにより、重い要介護状態であっても、住み慣れた地域で生活できる体制作りに努めます。
<b>泉大津市</b>
地域包括ケアシステムは、地域ごとの地域特性や住民特性等の実情に応じて体制をつくっていくことが重要と考えています。地域の特性や社会資源の実態を踏まえ、地域住民等の多様な主体が参画する高齢者支援サービスの充実に向け取り組んでまいります。地域包括支援センターは、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的な役割を担っています。医療と介護の連携や認知症対策、介護予防の充実等、地域包括支援センターの機能充実など本市に適した地域包括ケアシステムの確立に向け取り組んでまいります。
<b>和泉市</b>
当市におきましては、従来から医療・介護・予防・生活支援・住まいを地域で提供できるシステム構築に取り組んでおります。取り組みにあたっては、地域包括支援センターを拠点と位置づけており、その機能強化に向けて取り組んでいるところです。
<b>岸和田市</b>
団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向け地域包括ケアシステムの構築ができるよう地域ケア会議の充実を図り、地域包括支援センターについて職員の適正配置や研修機会の確保により機能強化に努めてまいります。

## ②介護サービス事業者等に対する指導・監査の連携強化

2011年度まで実施されていた「介護職員処遇改善交付金」が、2014年度までの間介護報酬への円滑な移行に向けて「介護職員処遇改善加算<sup>22</sup>」として創設されている。介護サービスに従事する介護職員の賃金改善効果を継続する観点から創設されたものであることから、介護サービス事業者等の不正な取り扱いがないよう厳正な指導・監査を強化すること。

(回答)

<b>高石市（高齢介護・障害福祉課）</b>
介護職員処遇改善加算については、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので、当該加算の算定額に相当する介護職員の賃金改善を実施しなければならないとされています。この介護職員処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、指定権者に事業年度ごとの処遇改善の実施期間、改善方法等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、その内容をすべての介護職員に周知し届け出る必要があります。また、事業年度における最終の加算の支払い後は、介護職員に支給した賃金総額、実施した賃金改善の方法等を記載した介護職員処遇改善実績報告書の提出が必要とされています。引き続き介護サービス事業者等へは、介護保険法及び関係法令等を遵守し、介護職員処遇改善加算の取扱いも含め、適正な事業運営を行うよう実地指導等により指導してまいります。
<b>泉大津市</b>
介護職員処遇改善加算については、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので、当該加算の算定額に相当する介護職員の賃金改善を実施しなければならないとされています。この介護職員処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、指定権者に事業年度ごとの処遇改善の実施期間、改善方法等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、その内容をすべての介護職員に周知し届け出る必要があります。また、事業年度における最終の加算の支払い後にも介護職員に支給した賃金総額、実施した賃金改善の方法等を記載した介護職員処遇改善実績報告書の提出を必要としています。なお、引き続き介護サービス事業者等へは、介護保険法及び関係法令等を遵守し、介護職員処遇改善加算の取扱いも含め、適正な事業運営を行うよう実地指導等により指導してまいります。
<b>和泉市</b>
介護職員処遇改善加算については、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので、当該加算の算定額に相当する介護職員の賃金改善を実施しなければならないとされています。この介護職員処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、指定権者に事業年度ごとの処遇改善の実施期間、改善方法等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、その内容をすべての介護職員に周知し届け出る必要があります。また、事業年度における最終の加算の支払い後にも介護職員に支給した賃金総額、実施した賃金改善の方法等を記載した介護職員処遇改善実績報告書の提出を必要としています。なお、引き続き介護サービス事業者等へは、介護保険法及び関係法令等を遵守し、介護職員処遇改善加算の取扱いも含め、適正な事業運営を行うよう実地指導等により指導してまいります。
<b>岸和田市</b>
介護職員処遇改善加算については、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので、当該加算の算定額に相当する介護職員の賃金改善を実施しなければならないとされています。この介護職員処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、指定権者に事業年度ごとの処遇改善の実施期間、改善方法等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、その内容をすべての介護職員に周知し届け出る必要があります。また、事業年度における最終の加算の支払い後にも介護職員に支給した賃金総額、実施した賃金改善の方法等を記載した介護職員処遇改善実績報告書の提出を必要としています。なお、引き続き介護サービス事業者等へは、介護保険法及び関係法令等を遵守し、介護職員処遇改善加算の取扱いも含め、適正な事業運営を行うよう実地指導等により指導してまいります。

## ③認知症対策の強化

「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を推進する上で、地域での受け入れ体制を充実・強化するとともに、認知証サポーター<sup>23</sup>やキャラバン・メイト<sup>24</sup>の養成数が大府市内総人口の割合に対して比率が低いことから、取り組みを強化し住民へ周知すること。併せて、本人の権利が守られ、法律的に支援するための成年後見制度<sup>25</sup>についても広く周知すること。

(回答)

<b>高石市（高齢介護・障害福祉課）</b>
これまでもオレンジプランに基づき、認知症サポーター養成講座を実施しております。今後同講座や、講座の講師役を養成するキャラバンメイト養成講座に取り組んでまいります。さらに、学童期から認知症に対しての理解を深め、地域で共存していけるよう、小・中学生への福祉教育（キッズサポーター養成講座）を継続して実施してまいります。また、平成27年1月に発表された新オレンジプランに基づき、認知症への早期の関わりや若年型認知症に関する普及啓発等にも取り組むほか、認知症の方とその家族を支援するための認知症カフェの充実も検討してまいります。

<b>泉大津市</b>
<p>年々増え続ける認知症に対して、認知症やその家族の応援者である認知症サポーター講座の開催を、幅広い対象・年齢層に対して進めてまいります。中でも今年度は次代を担う世代への働きかけを強化し、だんじり祭の青年団にも受講していただき、本年2月には中学2年生を対象にサポーター講座を開催する予定です。</p> <p>また、認知症初期集中支援チームの発足や、介護事業者、泉大津医師会とも連携を取りながら、今後も引き続き取り組みを進めてまいります。成年後見制度の啓発につきましても地域包括支援センターと連携し引き続き取り組んでまいります。</p>
<b>和泉市</b>
<p>認知症サポーター養成数は平成25年12月末現在4,917名、キャラバン・メイト養成数は79名です。今後も、取り組みをより一層の取り組みを強化し、市民への普及啓発に努めます。</p>
<b>岸和田市</b>
<p>平成20年度から認知症サポーター養成講座を開始し、平成26年12月末までで234回、延べ9,000人以上が受講しました。町会などの地域住民や、小学校、中学校、企業、介護事業所など、様々なところで実施しています。今後も認知症サポーター養成講座や、認知症に関する講演会、研修会などを実施してまいります。</p> <p>また、認知症になっても地域で安心して生活できるように、地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー等による個別相談、医療と介護の連携、地域住民による見守りなど今後も進めてまいります。</p> <p>成年後見制度については、制度の理解の普及啓発や、一般市民による市民後見人の養成や活動支援など、社会福祉協議会などと連携しながら、今後も継続して進めていきます。</p>

#### ④認知症行方不明者対策

認知症の行方不明者の増加が社会問題化している。自治体や警察、民間支援組織などが連携した地域での見守り活動や、行方不明者の情報共有ができる都道府県警察間での自治体を越えたネットワークづくりを進めること。また、医療機関や地域と連携した認知症患者を24時間体制で介護する家族へのサポート体制を整備すること。

(回答)

<b>高石市（高齢介護・障害福祉課）</b>
<p>本市では、見守り支援事業（認知症高齢者等SOSネットワーク）を実施し、地域の介護保険事業者及び銀行やコンビニを含めた民間事業者にも登録を呼びかけ、認知症高齢者等の行方不明への取り組みを行っております。</p> <p>今後も、登録事業者の増加に向けて普及啓発を進めるほか、周辺市町村とも連携できるよう検討してまいります。</p> <p>また、行方不明者の情報共有ができる都道府県警察間での自治体を越えたネットワークづくりや、医療機関等とも連携し、サポート体制の強化に向けて検討してまいります。</p>
<b>泉大津市</b>
<p>徘徊のおそれのある認知症高齢者が徘徊により行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関の協力をはかる徘徊高齢者等SOSネットワーク事業について、対象者への周知や協力関係機関の増加等、支援体制を強化していきます。また、今年度から庁内メールで行方不明者情報を全職員宛に配信するなど庁内での情報共有の強化にも努めているところです。</p>
<b>和泉市</b>
<p>本市では、認知症地域で支え“愛”事業の一環として、平成25年度より、和泉市認知症高齢者等SOSおかけりネットワーク（メール配信システムを活用した一般市民への目撃情報提供依頼）を稼働させています。</p> <p>今後も、大阪府や警察等との協働のもと、本システムへの登録者数の増加や地域見守り体制作りに向けた普及啓発活動に重点を置き取り組みを進めて参ります。</p>
<b>岸和田市</b>
<p>行方不明になる恐れのある人の把握や、個別の支援体制づくり（地域の見守りや医療、介護との連携）に努めます。また行方不明時には、FAXやメールを使って本人の情報を協力機関などに配信して早期発見に努めるとともに、大阪府の協力のもと他の自治体との連携も進めてまいります。</p> <p>また認知症の人が地域で暮らしていけるように、医療と介護などがより連携して支援する体制づくりに努めます。</p>

#### ⑤総合的な介護支援制度の維持

医療介護総合確保推進法の成立に伴い、介護予防給付の一部が市町村事業に移行することとなる。要支援者のサービス水準の低下につながらないように、保険給付と同様なサービスを保障すること。また、来年4月以降、特別養護老人ホームへの新規入所が「要介護3～5」の人に限られ、入居待機者や介護難民が増える恐れがあることから、早急に救済策を講じること。

(回答)

<b>高石市（高齢介護・障害福祉課）</b>
予防給付の一部が日常生活支援総合事業に移行することについては、要支援者のサービス水準の低下につながらないよう、多様なサービス提供団体の確保や住民主体の通いの場の確保など、移行に係る基盤整備に取り組んでまいります。 また、平成 27 年度から特別養護老人ホームへの新規入所が「要介護 3」以上に限定されますが、利用者の心身の状況や、介護環境の状況によっては例外的に入居が可能となるよう、大阪府の指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム等）入所選考指針に基づき配慮してまいります。
<b>泉大津市</b>
介護予防通所介護及び介護予防訪問介護の総合事業への移行後についても、利用者の状況にあったサービスが提供できるよう取り組んでまいります。 特別養護老人ホームへの新規入所については原則要介護 3 以上の方が対象となりますが、要介護 1 又は 2 の方についても特例入所要件に該当する場合は入所申込が可能となります。この特例入所対象者については、施設から市に意見を求められることになるため、サービスの提供状況や生活の困難度の聴取等を行い、入所の必要性について意見を表明してまいります。また、今後も、地域包括支援センターや介護支援専門員と連携し、一人ひとりの状況に寄り添った対応を図ってまいります。
<b>和泉市</b>
介護予防給付の一部（訪問介護サービスと通所介護サービス）が市町村事業へ移行した後についても、訪問介護と通所介護において現行予防サービス相当のサービスも「事業として」提供できることとなっています。本市としては、要支援者の方が市町村事業へ移行した後も、「総合事業ガイドライン」の範囲で可能な限りニーズにあったサービスを利用していただきたいと考えております。
<b>岸和田市</b>
総合事業の実施にあたっては、経過措置を最大限に利用して要支援者のサービスの低下とならないように、関係機関との協議を重ね、準備をし、実施してまいります。 また、平成 27 年度からの第 6 期介護保険事業計画におきましては、広域型特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護（旧、複合型サービス）事業所の整備を予定しております。さらに既存の定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスの充実・周知を図り、24 時間対応及び医療との連携など、介護環境の整備に努めます。

### (3) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

#### ①障がい福祉の総合的な取り組み

第 3 期大阪府障がい福祉計画<sup>26</sup>が今年度で終了する。市町村における数値目標及びサービスの見込量の達成度合を検証し、次期計画の達成が図れるよう大阪府と連携し対策を講じること。

(回答)

<b>高石市（高齢介護・障害福祉課）</b>
第 3 期高石市障がい福祉計画が平成 26 年度をもって計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況や国・府の動向などを踏まえ、第 4 期高石市障がい福祉計画を策定します。 この第 4 期計画においては、平成 29 年度までの目標を定め、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の各事業量を適切に設定し、障がい福祉サービスの基盤整備等を推進してまいります。
<b>泉大津市</b>
泉大津市第 3 期障がい福祉計画の数値目標及びサービス見込量の達成度や課題等を検証の上、現在、第 4 期障がい福祉計画策定委員会において計画策定に向けた作業を行っているところであり、計画に掲載している目標数値の達成など計画の円滑な推進を図るため、大阪府と連携・協議を行っております。
<b>和泉市</b>
第 3 期和泉市障がい福祉計画における数値目標及びサービスの見込量の達成度合いを検証します。また、第 3 期計画の検証結果や、第 4 期障がい福祉計画策定に向けた国の基本指針、大阪府の基本的な考え方に基づき、第 4 期和泉市障がい福祉計画において成果目標と活動指標を設定するとともに、新たに導入された PDCA サイクルを利用し、大阪府とも連携しつつ、それらの目標の達成に必要な対策を講じます。
<b>岸和田市</b>
現在岸和田市において平成 27 年度から 29 年度までの第 4 期障害福祉計画を策定中です。この計画では、第 3 期計画を検証したうえで、国や府の指針を踏まえ、新たな数値目標等を掲げています。また、毎年、年 2 回岸和田市障害者施策推進協議会等において、PDCA サイクルによる計画の点検及び評価を行うこととしています。計画の推進に当たっては、大阪府を始め各関係機関と連携し、サービスの推進や充実に努めてまいります。

## ②障がい者への虐待防止・予防

2012年度における障がい者福祉施設従事者、養護者及び使用者による障がい者への虐待について、大阪府及び市町村への相談・通報・届出件数が約540件となっている。虐待が疑われる家庭・施設への立ち入り調査による虐待の予防や早期発見に努めるよう、大阪府と連携し障がい者と養護者に対する支援措置を講じること。

(回答)

<b>高石市</b> （高齢介護・障害福祉課）
障害者虐待防止法の施行により、虐待の防止や虐待を発見した時の通報などが義務化されたことを受け、障がいに関する市民の正しい理解と認識を深めるため、広報等に努めます。 民生委員・校区福祉委員による見守り等、地域からの情報提供についても、引き続き連携してまいります。また、大阪府や関係機関と連携し、虐待事例への対応にも努めてまいります。
<b>泉大津市</b>
障がい者への虐待防止等については、関係機関が連携し迅速に対応する虐待ネットワークを開設し、被虐待障がい者の安全確保と家族への支援を行うとともに、虐待相談ホットライン（通話料無料の電話相談）を設置し、虐待の早期の発見と支援に努めています。また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、大阪府等との連携の下、障がい者虐待の防止及び早期発見に努めるとともに、障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に行っているところです。
<b>和泉市</b>
平成24年度より、障がい者虐待防止法についてのワーキングを開催しており、関係機関に虐待の予防や早期発見に努めてもらうよう周知・啓発をしています。また、障がい福祉サービス更新等の面談時に、市及び基幹相談支援センターの職員が話を聞き取りする中で、虐待が疑われる家庭・施設については、コアメンバー会議を開き、関係機関と連携を図り虐待の予防や早期発見に努めています。特に、過去に虐待相談・通報があった案件については、念入りに現状確認を行っています。なお、レアケースについては、大阪府の指導を仰ぎながら、個々のケースに応じた最適な措置を講じられるように努めています。
<b>岸和田市</b>
障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者虐待防止センター、虐待通報専用ダイヤルの設置等を行い、虐待が疑われる場合の相談、通報、届出を受けた場合は、関係機関と連携し速やかな対応を図っています。 虐待は、その未然防止、早期発見が重要であるため、啓発や研修を実施するとともに、障害者虐待防止ネットワークを構築し、関係機関との連携を更に強化し、障害者と養護者に対する支援を進めてまいります。

## (4) 子ども・子育て支援新制度<sup>27</sup>への移行について

2015年度からスタートする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、ニーズ調査結果を踏まえ、新制度前の保育時間・質を新たな負担なく保障される計画となるよう策定すること。また、すべての子どもに育成環境を保障することや、待機児童の解消、放課後児童クラブの充実、保育士・幼稚園教諭などの処遇改善策について明示され、利用者負担の軽減を図る適切な公定価格<sup>28</sup>を設定すること。

(回答)

<b>高石市</b> （子育て支援課）
高石市子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援新制度に基づき、ニーズ調査結果を踏まえた量の拡充、質の向上を目的とし策定いたします。 また、本市では年度当初の待機児童が発生しておりませんが、すべての子どもの育成環境を保障するため3か所の市内子育て支援センターを中心に各種子育て支援事業を実施するとともに、平成27年度から放課後児童クラブの対象を小学6年生まで拡充します。また、民間保育士・幼稚園教諭などの処遇改善策についても国に沿った補助を行います。利用者負担については平成27年度は国の公定価格を踏まえ、従前の負担額をベースに設定しております。
<b>泉大津市</b>
子ども・子育て支援新制度への移行について、本市では、この新制度における事業計画等の策定にあたって、広く意見を聴くため、「泉大津市子ども・子育て会議」を設置し、ニーズ調査の結果を基に十分に議論を行い、いずみおつ子ども未来プランを策定しているところです。 また、本プランでは、地域などと行政が一体となって子育てに取り組み、応援することを基本理念とし、育成環境の整備や待機児童の解消、放課後児童クラブの充実などについても明記しております。 なお、公定価格の設定につきましては、国の定める基準により定められるものであり、本市単独での設定はできません。
<b>和泉市</b>
市では、和泉市子ども・子育て会議を設置し、「(仮称)和泉市子ども・子育て応援プラン」の策定を進めています。計画の期間は平成27～31年度までの5年間で、子ども・子育て支援新制度における教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制、「和泉市子どもの笑顔づくり応援プランⅡ【次世代後期計画】」

の取組みと課題を踏まえた次世代育成支援対策行動計画を一体的に子ども・子育て支援施策について、「ふれあい 育ち合い みんなでつくる 親子の笑顔といずみの未来」を基本理念に策定しています。重点的に取り組む施策は次のとおりです。

- ① 待機児童の解消
- ② 地域子ども・子育て支援事業の拡充
- ③ 育児に課題を抱える保護者への支援と児童虐待防止の推進
- ④ 障がいのある子どもに対する支援の充実
- ⑤ 子どもが元気に育つための環境づくり
- ⑥ 子どもが安全に育つための環境づくり

また、新制度における特定教育・保育施設等の利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める基準を限度として市町村で定めることとされており、和泉市子ども・子育て会議利用者負担検討部会で審議していただいています。

なお、公定価格は国が定めるものであり、市町村は、「確認」を受けた特定教育・保育施設に施設型給付・委託費を支給することになります。

#### 岸和田市

岸和田市子ども・子育て支援事業計画につきましては、ニーズ調査実施、子ども・子育て会議での議論及びパブリックコメントを経て、現在、計画を策定しています。

新制度では、標準時間または短時間の認定区分はありますが、現行と同様に保育の必要な時間の保育を実施し、保育士の配置も現行どおりしていきます。

また、待機児童の解消等につきましては、平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年での確保方策を計画しています。利用者負担につきましては、保育料の認定が所得税から市民税に変わりますが、階層区分ごとの保育料は現行どおりに考えています。

#### ※別途要請分

##### 1. 保育の必要性の認定について

(1) 保育の必要性の認定について、ダブルワークや短時間労働と求職活動を行っている人など様々な実態がある中で、「その他、上記に類する状態として市町村が認める場合」により幅広い事由を認めること。

(回答)

#### 岸和田市

保育の必要性の認定については、多種多様な就労形態がある中で、臨機応変に対応していきたいと考えています。

(2) 優先利用について、「その他市町村が定める事由」により保護者が障がいを有する場合も認め、また、幼稚園教諭、保育教諭、保育士だけでなく、放課後児童クラブ指導員の子どもも対象とすること。

(回答)

#### 岸和田市

内閣府通知で技術的助言があった上記の項目については、本市において待機児童がいる中で優先利用の適用はしていません。ただし、ひとり親家庭や生活保護世帯、育休、兄弟入所等の項目については適用しています。

##### 2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について

###### (1) 内容及び手続の説明及び同意

職員の免許・資格の保有状況、常勤・非常勤の別、経験年数・勤続年数、離職率なども明確に記載し、利用申込者に公表すること。

(回答)

#### 岸和田市

内閣府令に基づき特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等に関する条例を定めたところです。よって、運営規程に規定されている項目については利用申込者に周知していかなければいけないと考えています。

###### (2) 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等

応諾義務を厳格に運用する。保護者との日常的なトラブルや、保育料の滞納があること等を「正当な理由」として受入拒否することは認めないこと。

(回答)

#### 岸和田市

上記の内容等を「正当な理由」として認めることは考えていません。

(3) あっせん、調整及び要請に対する協力

「あっせん」・「調整」・「要請」の概念を明らかにし、特別な理由なく施設が協力しない場合は市町村の実施責任を発揮できるようにすること。そのため、「できる限り」という表現は盛り込まないこと。また、施設が「措置」された子どもを受け入れることを明確にすること。

(回答)

岸和田市

「あっせん」・「調整」・「要請」いわゆる利用調整について、民間保育園等の協力を得て受入れしていただいているところです。また「措置」についても、同様に受入れしていただいているところです。

(4) 利用者負担額等の受領

①「上乘せ徴収」について、支払いを求める場合は「保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない」とはされているものの、「質の向上」を理由に際限なく徴収できることになってしまうため上限を設定すること。

②「実費徴収」について、同様に支払いを求める場合は「保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない」とはされているものの、「便宜に要すること」を理由に際限なく徴収できることになってしまうため、具体的な項目を提示するなど制限を設けること。

③4項の五「前四号に掲げるもののほか、…」は基本的に盛り込まない。盛り込む場合はより具体的な項目を提示するなど、制限を設けること。その上で、経済状況に関わらず保護者が施設を選択・利用でき、子どもが平等に教育・保育を受けられるよう、一定所得以下の世帯への配慮を行うこと。

(回答)

岸和田市

①保護者に対して具体的に説明を行い、文書による同意を得なければならないことから、際限なく徴収できるとは考えていません。

②「実費徴収」については、具体的な項目を挙げて保護者に説明を行い、同意を得なければならないので、際限なく徴収できるとは考えていません。

③上記の「実費徴収」についても、具体的な項目を挙げて保護者に説明を行い、同意を得なければならないと考えています。個々の保育所等の特色を活かした運営をしている中で、具体的な項目をあらかじめ提示することは難しいと考えています。

(5) 勤務体制の確保

幼稚園教諭・保育士等の処遇（社会保険の適用や常勤・非常勤の均等・均衡処遇等を含む）と職場環境の改善、研修機会の確保に努める。

(回答)

岸和田市

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等に関する条例において、上記項目についても、条例化しているところです。

3. 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営について

(1) 職員の数等

消費税率の10%への引上げに伴う0.7兆円の財源の範囲で設けられ、3歳児に係る職員配置の20:1から15:1への改善のための加算措置を十分に周知すること。また、その他の区分を含め、地方単独予算により実質的な職員配置の改善に努めること。

(回答)

岸和田市

公定価格加算項目については、民間保育園等に十分に周知しているところです。また、市単独予算にて運営に係る部分について補助しているところです。

(2) 園舎に備えるべき設備

食事の提供について、年齢や規模に関わらず外部搬入は原則認めず、すべて自園調理とすること。

(回答)

岸和田市

本市の保育所及び認定こども園については、すべて自園調理で対応しています。ただし、分園及び小規模保育事業A型については、連携施設からの搬入も認めているところです。

#### 4. 家庭的保育事業等の設備及び運営について

##### (1) 職員 ※小規模保育B型、小規模型事業所内保育共通

- ①職員の免許・資格の保有状況を利用申込者に公表すること。
- ②A型移行のための加算措置を十分に周知するとともに、全員が免許・資格を取得できるよう支援を行うこと。

(回答)

##### 岸和田市

本市の策定した「岸和田市子ども・子育て支援事業計画」では、量の確保方策として、小規模保育事業A型のみを適用しています。

##### (2) 設備の基準（事業所内保育のみ）

社員食堂の活用も可能とされているが、乳幼児に食事を提供し、アレルギーなどの個別対応も必要となることから、安全・衛生面の確保について厳重なチェックを行うこと。

(回答)

##### 岸和田市

上記と同様です。

#### 5. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営について

##### (1) 設備の基準

- ①「おおむね1.65㎡以上」は原則確保すること。その上で、「質の向上」のため、また、対象年齢が拡大することもあり、子どもの成長を考慮しつつ、改善に努めること。
- ②専用区画はカーテンやパーテーションではなく、明確な仕切りによる空間を確保すること。

(回答)

##### 岸和田市

①児童1人あたりおおむね1.65㎡、1施設の利用者数はおおむね40名が望ましいとされており、地域の実情に応じて参酌する基準となっています。普通教室を改造したホームの多い本市では、この基準に照らし合わせると1ホームの利用児童数はおおむね39名となります。

現在暫定的に50名の定員で運用していますが、50名の定員は待機児童対策としてあくまでも暫定的なものととらえております。

国の基準としては、平均利用希望者数によることとされており、本市の利用児童の出席率は平日約78%で、定員50名の場合平均的な出席児童数は39名となり、おおむね国基準を満たすものと考えています。

②本市は専用区画ごとの保育室となっています。

##### (2) 放課後児童健全育成事業者の知識及び技能の向上等

職員の処遇（社会保険の適用や常勤・非常勤の均等・均衡処遇等を含む）と職場環境の改善、研修機会の確保に努めること。

(回答)

##### 岸和田市

支援員は臨時職員として雇用しており、社会保険（健康保険・雇用保険・厚生年金等）を適用しています。研修については市独自の研修・支援員同士の研修を含め、府が実施する研修への参加も奨励しています。

##### (3) 職員

- ①従事する者が全員有資格者となるように努めること。
- ②「おおむね40人以下」は原則確保すること。その上で、「質の向上」のため、また、対象年齢が拡大することもあり、子どもの成長を考慮しつつ、改善に努めること。

(回答)

##### 岸和田市

①支援員全員が有資格者となるように、平成27年度より実施される府の研修を、平成31年度までに受講できるよう、年次計画的に進めます。

②5. - (1)参照。なお、本市では1施設複数人の支援員の配置を行っています。

##### (4) 運営規程

職員の免許・資格の保有状況、常勤・非常勤の別、経年数・勤続年数、離職率などを利用申込者に公表すること。

(回答)

岸和田市
支援員は全員免許関係を保持しており、今後年次計画的に資格講習を受講させることから、公表の必要性は無いものと考えています。その他の項目についても公表する予定はありません。

**(5) 職員の経過措置**

都道府県知事が行う研修の修了予定者の状況を利用申込者に公表すること。

(回答)

岸和田市
年次計画で全員を受講させるため、公表する予定はありません。

**4. 教育・人権・行財政改革施策（7項目）**

**(1) 35人学級の実施にむけて**

子どもたちにとって学習面・生活面からも効果が見られること、また自治体の財政力によって子どもたちの受ける教育条件に格差を生じさせないため、小学校3年生以上においても35人学級を実施するよう、大阪府と連携し国に対して強く働きかけること。

(回答)

高石市（教育指導課）
35人の学級編成に関しては、大阪府が実施している低学年における少人数学級編成事業の推移や国の動向を注視しつつ、今後も市教育委員会として対象学年の拡大を要望してまいります。
泉大津市
35人学級をめざした取組みについては、現在、国、大阪府が実施している小学校1，2年生の35人学級の今後の動向を見守りながら、引き続き要望してまいります。
和泉市
小学校3年生以上における35人学級編成については、早期に実施されるよう、府・国に対して要望を継続します。
岸和田市
国・府の動向を注視し、機会があるごとに要望してまいります。

**(2) 奨学金制度の改善について**

日本学生支援機構奨学金の併用者（第一種と第二種両方の奨学金を貸与される者）は、返還額が多額となることから、第一種奨学金だけではなく第二種奨学金についても所得連動型の返還制度<sup>29</sup>を導入するよう、大阪府と連携し国に対して強く働きかけること。

(回答)

高石市（教育指導課）
奨学金制度の改善については、研究しており、今後も返還制度の見直しについては機会をとらえ、申し上げていきたいと考えております。
泉大津市
日本学生支援機構奨学金は貸与型であり、国への第一種及び第二種の奨学金における所得連動型の返還制度の導入については、国・府に引き続き要望してまいります。
和泉市
要望が出ていることについては府と連携し府を通じて伝えます。
岸和田市
機会をとらえ、要望してまいります。

**(3) 労働教育・社会教育の取り組み強化について**

幼児期から高等教育段階までの教育課程において、年代にあった勤労観・職業観を養い、働く者が保護される労働法などに関する知識を学ぶ機会を拡充すること。

(回答)

高石市（教育指導課）
勤労観・職業観の醸成については、キャリア教育の全体計画の策定などを通して充実させ、取り組んでおります。また、職業体験学習や、税務署との連携による租税教室の活用などについても実施しており、今後も労働教育について学ぶ機会の確保に努めてまいります。

<b>泉大津市</b>
キャリア教育につきましては、小学校では生活科・総合学習の時間を中心に学習しております。中学校では社会科・総合学習の時間において、働いている方にご講話をいただく「働く人に学ぶ（職業講話）」、様々な現場でその職業を体験する「職場体験学習」等、将来の自分を見据える「進路選択」が継続的に行われるよう努めております。
<b>和泉市</b>
中学校区で連携したキャリア教育の推進に努めます。
<b>岸和田市</b>
将来の社会的・職業的自立に向け、自分らしい生き方を実現するために、各中学校区において、小学校と連携した指導計画の作成を進めるなどして、発達段階に応じた幼児期からの体系的なキャリア教育の推進を図るよう努めてまいります。また、社会見学や職場体験学習などを通じて、働くことなどについて学ぶことができるような教育を充実させるよう努めます。

#### (4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

最近深刻化するストーカー被害など、人権侵害に関わる問題について相談対応をより強化し、女性相談員を配置するなど体制を充実させること。

(回答)

<b>高石市（人権推進課）</b>
人権侵害に関わる相談に対し、市人権協会において人権相談員を配置し、また、女性相談者については、専門の女性カウンセラーを配置し対応しています。 ストーカー・DV被害などの相談については、警察、大阪府女性相談センター等とも連携し、必要に応じて一時保護所等への入所を行っています。 相談内容が多様化、複雑化していくことに対応するため、職員についても、円滑に相談業務が行えるように研修等に参加しスキルアップに努めてまいります。
<b>泉大津市</b>
ストーカー被害、ドメスティック・バイオレンスやハラスメント、人権問題などの相談につきましては、市役所開庁時いつでも相談ができる体制で対応しております。また、男女共同参画交流サロン（にんじんサロン）では相談日を設けて、より専門的な女性相談事業を実施しております。
<b>和泉市</b>
和泉市男女共同参画センターでは、女性問題総合相談事業として、面接相談（法律相談とカウンセリング）と電話相談を行っており、女性の弁護士と女性の専門相談員が対応しておりますが、市民の多様な人権侵害を救済するため、関係各課（室）や法務局等と連携を図り、相談対応の強化に努めてまいります。 なお、ストーカー被害の相談があったときは、命の危険があり緊急性を要するため、まず警察へ相談するよう繋いでおります。
<b>岸和田市</b>
ストーカー被害などの人権侵害事案の相談につきましては、大阪府警察などの関係機関を紹介し、又は関係機関と連携して対応しています。また、DV相談に係る専門の女性相談員を配置するなど、女性が相談しやすい体制づくりに努めています。

#### (5) 地方自治法改正に伴う行政サービスの維持について

地方自治法改正による中核市制度と特例市制度の統合（特例市廃止）に伴い、事務事業の移行に伴って、住民に混乱をきたすことがないように、現特例市においては、行政サービス等を維持できる体制を確立すること。

(回答)

<b>岸和田市</b>
現在、本市は中核市の指定を受けるかどうかの検討調査を行っていますが、中核市移行の有無に係わらず、これまで実施してきました行政サービス等につきましては、引き続き維持できるように努めてまいります。

#### (6) 地方税財源の確保に向けて

今年度の税制改正により、法人住民税法人税割の一部の地方交付税原資化による偏在是正措置が講じられたものの、消費税率10%段階においても、地方財政への影響に配慮し、必要な税財源が確保される制度となるよう、国へ積極的な要請を行うこと。

(回答)

<b>高石市（財政課）</b>
地方税財源の充実に向けて、消費税を基本に国と地方の事務配分を踏まえた税源の委譲となるよう、要望を行ってまいります。

<b>泉大津市</b>
ご指摘のとおり地方法人税の創設による税財源の偏在性の是正は一定講じられたものの、地方行政の計画的な運営を保障する地方交付税の原資は、未だ十分に確保されているとは到底言い難い状況にあります。 平成 27 年度地方財政対策におきましては、この地方交付税原資の安定性の向上・充実を図るものとして、国税からの法定率の見直しが示されているところですが、今後とも地方が自主的・自律的な行財政運営を継続して行うため、必要な税財源の確保については国に対して強く求めてまいります。
<b>和泉市</b>
税基盤の脆弱な本市にとって、地方交付税は貴重な財源でありますことから、必要に応じて大阪府や、国への働きかけ等を行ってまいります。
<b>岸和田市</b>
社会保障関係経費が増加の一途をたどるなか、国・地方が一体となって進める必要がある子育て支援関連や防災・減災への取組みなど、今後地方が負担すべき一般財源についても増加することが見込まれます。今年度の税制改正においては、地方に対して一定配慮した偏在是正措置が講じられましたが、今後も一層地方に配慮した税制となるよう国へ積極的な要望を行ってまいります。

#### (7) 個人番号（マイナンバー）利用開始に向けて

2016 年 1 月の個人番号（マイナンバー）<sup>30</sup> 利用開始を見据え、制度導入のための市町村内体制の整備や担当職員の育成を図ること。併せて、税制改正の内容について、住民や企業への周知・広報活動を強化すること。  
(回答)

<b>高石市（企画課）</b>
平成 27 年 10 月から個人番号の通知を開始することになっており、滞りなく業務を遂行できるよう体制の整備や担当職員の育成等を行ってまいります。また、住民や企業への周知に関しましても、広報の掲載等を通じ、併せて行ってまいります。
<b>泉大津市</b>
マイナンバー利用開始にあたり、本市の体制整備、担当職員の知識の向上及び税制改正の内容を含んだ対象者への周知を図ってまいります。
<b>和泉市</b>
平成 25 年 11 月に副市長を本部長とするマイナンバー制度導入活用検討本部を設置し、本部に情報システム整備や個人情報保護対策などの部会を設け、関係課で連携して取組を進めています。また、国からの通知などマイナンバー関係の情報を担当者間で共有し、担当職員の育成に努めています。 住民や企業への周知・広報活動については、市広報やホームページで情報提供していますが、関係団体へ情報提供するなど、周知を強化します。
<b>岸和田市</b>
制度導入を円滑に行うため、庁内の横断的な体制を構築しており、その中で、職員への制度周知について努めてまいります。また、個人番号制度と関係する税制改正については、番号法の改正状況などを注視しつつ、周知・広報の実施に努めてまいります。

### 5. 環境・食料施策（6 項目）

#### (1) 省エネ対策の推進について

節電や省エネ対策において、コンパクトで地道な「省エネ・創エネの街づくり」などの環境政策を大阪府と連携して推進すること。

さらに、事業者が省エネに取り組む際の技術的・財政的な活動支援、特に中小企業の活動を支援する補助制度を充実させること。また、個人のエコ住宅整備促進のための補助金制度の創設・充実に取り組むこと。

(回答)

<b>高石市（生活環境課）</b>
街づくりや事業者等に対する節電・省エネルギー対策につきましては、引き続き大阪府と連携しながら取組みを推進してまいります。 なお、平成 26 年度から個人の住宅に対する家庭用燃料電池（エネファーム）設置補助金制度を創設いたし、平成 27 年度においても引き続き継続して実施してまいります。
<b>泉大津市</b>
節電や省エネ対策として、「エコ生活講習」「うちエコ診断」「エコクッキング」についてのワークショップやクリーンエネルギーフェア等を開催するなど、大阪府、大阪府みどり公社、民間企業と連携し、積極的に推進しているところです。 地元中小企業等の民間事業者の参画のもと環境パートナーシップ会議を設置し、事業場の省エネ対策のあり

<p>方について検討を進め、大阪府と連携し、地元企業に対するエコドライブ講習会を開催しているところです。</p> <p>また太陽光発電システム補助事業、高効率給湯器購入補助事業、雨水タンク設置補助事業、エコハウス認定奨励金事業を展開し、エコライフや節電に向けた取り組みを行っているところです。</p>
<p><b>和泉市</b></p> <p>自然エネルギーシステムの導入に対する補助金制度につきましては、平成 21 年度に「住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付制度」を創設し、これまで 6 ヶ年継続実施してまいりました。平成 25 年度までは、予想をはるかに超えた申請をいただき、市民の環境への意識の高さを改めて認識したところで、本事業につきましては引き続き継続してまいりたいと考えております。</p> <p>また、平成 24 年度からは、雨水貯留タンクの購入費の 2 分の 1（上限 3 万円）を補助する制度を創設いたしました。この補助制度につきましても、引き続き実施する予定でございます。</p> <p>なお、省エネにかかる事業者支援の補助制度につきましては、大阪府や先進市町の事例を参考にしながら、今後、その必要性等について検討していきたいと考えております。</p>
<p><b>岸和田市</b></p> <p>平成 23 年 5 月に策定した、「岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策）」に基づき温室効果ガス排出量の削減施策及び、省エネルギー施策の推進を図ります。</p>

## (2) エコカー普及に向けた取り組みの強化について

大阪府内でのエコカー普及をより推進するため、市町村などが運営する駐車場の利用時に割引対象とするなど、エコカー利用に対してインセンティブを与えるような、時限的エコカー優遇措置の実施を検討すること。

(回答)

<p><b>高石市（生活環境課）</b></p> <p>エコカー普及及び同優遇措置につきましては、大阪府等と連携し、周知等に努めてまいります。</p>
<p><b>泉大津市</b></p> <p>市役所本庁舎駐車場及び市民会館に電気自動車向け充電設備を設置し、どなたでも無料をご利用頂いているところです。</p> <p>また、民間事業者にも、電気自動車向け充電設備補助事業により、電気自動車普及促進を図っているところです。</p>
<p><b>和泉市</b></p> <p>環境負荷の低減に向けて、これまで天然ガス自動車やハイブリッド車及びプラグインハイブリッド車、さらに、電気自動車を公用車に導入してまいりました。</p> <p>また、加えて、電気自動車を広く市民等に普及することを目的に、電気自動車の充電施設を南部リージョンセンターや和泉シティプラザに設置し、一層の充実をはかってまいりました。</p> <p>エコカーにかかる優遇措置につきましては、先進事例を調査研究しながら関係する課、施設等に情報等を発信していきたいと考えております。</p>
<p><b>岸和田市</b></p> <p>現在設置されている、駐車場は無人駐車場が多くエコカーの識別が出来ないことから、施設更新時に検討してまいります。</p>

## (3) ごみの減量化、リサイクル率アップについて

市町村では、それぞれごみ減量化の取り組みを推進しているが、事業系ごみは全国平均から見ても未だ高い水準にある。ごみ減量の取り組みをさらに推進するためにも、事業者、一般家庭ともにごみの分別回収の徹底やリサイクルの推進についてキャンペーンを実施するなどの積極的な取り組みを展開すること。特に、食品廃棄物の大幅削減のために、小中学校での社会科や総合学習の時間、また食育プログラムの中でも食品廃棄物の問題を盛り込むことや、食品ロス<sup>31</sup>の削減活動を行う民間団体（フードバンク<sup>32</sup>など）とも連携した施策を実施すること。

また、循環型社会の実現のため、リサイクル製品の購入（グリーン購入<sup>33</sup>）が促進されるよう、総合的な環境対策を実施すること。

(回答)

<p><b>高石市（生活環境課）</b></p> <p>ごみの減量化、分別収集の徹底につきましては、一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画の中で、ごみの発生抑制及び可燃ごみ・資源ごみ・不燃ごみ等の分別収集に努めてまいりました。事業系ごみにつきましては、多量排出者から計画書の提出を受け、排出抑制、適正処理等について指導を行っているところです。また、家庭系ごみにつきましては、平成 25 年 4 月から一部従量制による普通（可燃）ごみの有料化を実施し、食品トレーの分別収集の拡充をいたしました。ごみのリサイクル率は平成 25 年度実績で 16%となっておりますが、今後も引き続き、総合的に 4 R の取組みを進める中で、ごみの減量化、再資源化に努めてまいります。</p>
---

<b>泉大津市</b>
<p>事業系、家庭系を問わず、今後も一般廃棄物の分別や資源化の推進に積極的に取り組んでまいります。食品ロス削減については、エコクッキング教室の開催や、市民に食べ残しをしないなどの周知を図るとともに、小売業者や商工会議所役員、衛生委員等が構成員である泉大津市廃棄物減量等推進会議での情報提供などにより、推進を図りたいと考えております。</p> <p>また、「大阪府リサイクル製品制度」をネットショッピングで購入できるサイトである「なにわエコ良品ショップ」について本市ホームページで周知するだけでなく、リサイクルよりも環境負荷の小さい廃棄物の発生抑制や再利用を優先して、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進したいと考えております。</p>
<b>和泉市</b>
<p>ごみの減量化については、平成27年10月1日から家庭系日常可燃ごみ有料化を実施すると共に、多量排出事業者に対しては、事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びにその適正処理に関する計画書の提出を求め、必要に応じた取り組みを進めてまいります。</p> <p>また、リサイクル率については、再資源化事業推進奨励金を積極的に啓発し、向上を図ります。</p> <p>食品廃棄物削減については、食品リサイクルの堆肥化など再生利用の啓発に取り組んでまいります。</p>
<b>岸和田市</b>
<p>事業系ごみに関し、多量排出事業者（月間2.5トン以上の事業系排出一般廃棄物を排出する事業者）には、廃棄物管理責任者の選任と減量計画書を提出していただいています。また、昨年度に引き続き、事業系一般廃棄物の適正処理についてのパンフレットを各事業者に送付しております。</p> <p>一般家庭に対しては、家庭ごみの分け方・出し方のパンフレットを作成し配布を予定しております。</p> <p>食品廃棄物、食品ロスの問題につきましては、ごみ減量の大きな課題であり、啓発が重要であると考えます。そのため、市民啓発や市民団体との連携など具体的な方策に関して、近隣市町の動向を注視し、調査・研究に努めてまいります。</p> <p>リサイクル製品の購入に関しては、機会があれば市民向けの催物等のなかで、啓発に努めてまいります。</p> <p>また、物品等の調達にあたっては、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して、調達の目的に支障がない範囲で、環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めます。</p>

#### (4) 水循環の実態把握と条例の制定について

水循環基本法<sup>34</sup>の成立に伴い、市町村においても「水循環基本計画」に準ずる行動計画を策定すること。策定に当たっては、住民の声が反映されるよう、労働者代表や利用者をはじめとするステークホルダーが参画した検討の場を設置すること。また、水循環の実態を把握するとともに、湧水保全、雨水貯留対策、河川災害対策なども含めた総合的な流域治水に関する条例を制定すること。

(回答)

<b>高石市（上下水道課）</b>
<p>平成25年度から個人の住宅等に対する雨水貯留タンク設置補助金制度を創設し、促進しております。また、平成27年4月に開館した市立総合体育館（カモンたかいし）の地下にも大規模雨水貯留槽を設置し、利水と治水の機能を持たせて運用を開始するなど、法の主旨に沿う取組みを推進してまいります。</p>
<b>泉大津市</b>
<p>平成24年に市民、関係機関、民間事業者、学識経験者等の参画のもと、環境基本計画を策定し、水の循環利用の推進について定めているとともに、雨水タンク設置補助事業により、水の有効利用の促進を行っているところです。</p> <p>水循環基本法、水質汚濁防止法、環境基本条例等関係法令に基づき、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、健全な水循環の維持、回復に努めます。</p>
<b>和泉市</b>
<p>水循環基本法は、水循環に関する施策について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、健全な水循環を維持し、国の経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的に、平成25年3月の衆院本会議で可決、成立したものです。</p> <p>そのなかで、地方公共団体の責務としましては、「基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としてございます。</p> <p>現在、国が平成27年度中を目標に「水循環基本計画」を策定するべく作業を進めていると聞いておりますので、本課といたしましては、今後の国の動向、また、加えて大阪府や他の地方公共団体の動向を見据えながら、「行動計画」や「総合的な流域治水に関する条例」につきまして、その必要性や適切な所管部署について調査、研究をしてまいります。</p>
<b>岸和田市</b>
<p>国が作成を進めている『水循環基本計画』に基づき、本市において必要な施策や条例の制定を検討してまいります。</p>

## (5) 食品の安心・安全の向上について

食の安全性確保のため、保健所などにおける食品衛生業務の拡充や、食品に関する苦情相談、製造・流通段階での監視・指導などを強化すること。特に、今後の食品表示法<sup>35</sup>に関連した施策の具体的な実施に向け、大阪府と連携し、取り組みの周知、施策の運用など、混乱を生じないように計画的に行うこと。

(回答)

<b>高石市（経済課）</b>
大阪府等関係機関と連携を図り、周知に努めてまいります。
<b>泉大津市</b>
食の安全性の確保については、市民の健康を守り、健康被害を未然に防止するための有益な情報の収集や整理、分析等を行い、市民などに対し、ホームページなどを活用して積極的に情報提供を行います。
<b>和泉市</b>
近年、食品に対する表示の偽装や異物混入などの事件が大きな話題となっており、本市消費生活センターに寄せられる相談も増加傾向にあります。相談内容に応じて、保健所に対し監視指導の要請や情報提供を行うなどして再発防止と適正な食品表示の実施に連携して取り組んでおります。 また、本市の消費生活相談員による出前講座等を活用して、学校や地域において食の安心・安全に関する知識の向上に努めてまいります。
<b>岸和田市</b>
食品表示法のうち、旧 JAS 法に基づく表示の適正化に向け、大阪府と連携し啓発に努めてまいります。

## (6) 地産地消の取り組み強化と 6 次産業化の推進にむけて

### ①地産地消の推進

地域の食糧自給力の向上をめざし、地産地消の取り組みをさらに推進すること。具体的には、①「大阪産（もん）」<sup>36</sup>のビジネスマッチング事業や観光産業との連携、②地域産の食材を学校給食や福祉施設などで積極的に提供すること、③幼稚園・保育園・小学校・中学校などでは食育推進の取り組みと連携を図るなどの総合的な取り組みを実施すること。

(回答)

<b>高石市（経済課）</b>
「大阪産（おおさかもん）」の PR については、ポスター掲示のほか、広報紙及びホームページ等により周知に努めております。
<b>泉大津市</b>
①大阪府産の農水産物は品質が良く、大阪府で生産された農水産物や「大阪産（もん）」ブランドの農水産物や加工品の品質の良さや販売場所の情報等を消費者に発信するために、JA や大阪府と連携してまいります。 ②小学校給食の食材につきましては、学校給食用物資選定委員会で精査、選定しておりますが、地産地消の観点から可能な限り大阪産を含め、近隣産の食材の選定を心がけております。 ③学校給食をはじめ、体験活動を中心とした様々な経験を通じて地域の食材について理解を深めるとともに、食を選択する力を育て、子ども達が健全な食生活を実践できるように努めております。
<b>和泉市</b>
和泉市産農産物については、和泉市南部リージョンセンター・道の駅「いずみ山愛の里」、和泉市農業体験交流施設「いずみふれあい農の里」および市内直売所で販売されており、市内外への地産地消の推進も図ってまいります。 具体的には、幼稚園、保育園・小学校・中学校への給食食材として、エコ農産物をはじめとする地元農産物の提供を実施してまいります。 食農教育については、学校の近くの農地を借りて野菜作りや稲作を行う「野菜バリバリ推進事業」や「学校教育田」等の事業についても継続実施に努めてまいります。 林業振興については、和泉市内産材「いずもく」につき、公共事業等への利用推進を図り、また、「和泉の木で住まいづくり事業」等にて PR を行い、販売促進に努めてまいります。
<b>岸和田市</b>
地産地消を推進することは生産者と消費者を結びつけ、消費者が地場農産物等に愛着心を持ち、消費拡大につながります。大阪府では府内で栽培される農産物等を“大阪産（もん）”として、市民にアピールする取組を行い、岸和田市では、岸和田らしさを備えた優れた産品を“岸和田ブランド”として「泉州水なす」、「包近の桃」などを認定し、消費者に岸和田産品の良さを情報発信し販売促進につなげています。 また、岸和田産のエコ米、人参やミカンなど農産物の学校給食への提供を行っており、今後も継続して取り組んでまいります。 また、学校給食においては、地元の商店等での購入や地元産のエコ農業米の使用等、地産地消を踏まえた取り組みを引続き行ってまいります。

## ②6 次産業化の推進と担い手の確保・育成

地域資源を活かした6次産業化<sup>37</sup>の推進のためにも、農産物にとどまらず、大阪の木材・間伐材の利用や大阪で獲れた魚介類など、林業・水産業も視野に入れた取り組みを展開すること。さらには、農林水産業の担い手確保と育成のため、事業が安定的に継続できる経営所得の確保などを通じ、生産活動の維持・発展・競争力強化につながる具体的な施策を講じること。

(回答)

<b>高石市（経済課）</b>
本市内において、農地の減少は防災面の弱体化につながるため、残された農地の保全・活用方策が必要と考えており、農林水産業の活性化にも努めてまいります。
<b>泉大津市</b>
6次産業化は、農産物や水産物に付加価値をつけ、多くの方に大阪府産農水産物の良さをPRできる機会であることから、JA・漁業協同組合・大阪府等と協力して推進してまいります。 また、国で行う経営所得安定対策の推進や、担い手の確保・育成については大阪府と連携して、地域の農水産業の振興に努めてまいります。
<b>和泉市</b>
担い手の確保については、「和泉農業担い手塾」や「森林ボランティア養成講座」等の事業を通じて、担い手の育成および確保に努め、併せて、農林業の安定的かつ継続的な経営が実施できるよう、あらゆる補助事業をフルに活用しながら、農林業者の支援に努めてまいります。
<b>岸和田市</b>
6次産業化の取り組みとして岸和田市ではJAいずみのが農産物直売所等を平成23年に開設しました。この施設は地域産農産物を市民に供給する農産物直売所、地域食材を使用するレストラン等があり、愛彩ランド農作物直売所等を農業拠点施設として位置づけ支援してまいります。 また、岸和田市南東部にある「岸和田丘陵地区」では、農業生産基盤である農地、農道や水路等を整備する農整備事業が進んでおります。この地区内では農地の集積化を図り、規模拡大農家、民間企業や農業法人など新規参入者の取り組み、担い手の育成などを支援してまいります。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策（7項目）

### (1) 住宅弱者への居住確保にむけて

障がい者世帯、高齢者世帯、低所得者世帯、ひとり親家庭、DV被害者世帯など、住宅政策においても配慮が必要な福祉世帯に対する住宅施策について、これまでの市町営住宅の応募・入居状況を明らかにすること。さらに入居できなかった世帯に対する情報提供などを含む支援策など、住宅弱者への対策をより手厚く実施すること。

(回答)

<b>高石市（建築住宅課）</b>
本市の市営住宅は昭和57・58年度に2棟（52戸）、平成10年度に1棟50戸を建設しました。平成10年度に建設した住宅は型別供給を行い高齢者夫婦（単身入居可）向け住戸を8戸、障がい者用住戸を3戸、一般世帯向けとして39戸建設し、すべての住戸をバリアフリー対応としています。また古い住宅の2棟についても手すり等の設置を行う福祉向け改修を計画的に進めています。 また、平成19年度に高石市営住宅福祉世帯向け住宅の供給に関する要綱を策定し、福祉世帯向けに優先募集が可能なような体制を整えました。 住宅管理戸総数102戸の中、障がい者世帯の入居募集としましては平成22年度に行い、福祉世帯として位置付けています世帯が現在52世帯入居しております。
<b>泉大津市</b>
平成26年8月の市営住宅への応募・入居状況につきましては、応募64世帯、入居は16世帯でした。 また、情報提供につきましては現在も行っているところですが、今後も大阪府等関係団体と協力し、住宅弱者への対策を実施してまいります。
<b>和泉市</b>
(回答もれ)
<b>岸和田市</b>
これまでの市営住宅の応募・入居状況の公開については、他の市町村を参考にしながら検討いたします。 入居できなかった世帯に対する情報提供では、問い合わせのある場合に府営住宅などへの案内をおこなっております。

## (2) 交通網の施策強化にむけて

2013年12月に公布・施行された交通政策基本法<sup>38</sup>に基づく国の「交通政策基本計画」が2014年11月に策定される予定となっている。これを受けて、大阪府が策定した「公共交通戦略」も踏まえ、住民が利用しやすい交通手段を確保することなど、地域の実情に応じた総合的な交通・運輸政策を推進するよう、今後の交通政策全般についてどのような取り組みがなされるのかを明らかにすること。新たな取り組みを行うにあたっては、交通運輸産業に従事する労働者代表を関連する審議会などに参画させるなど、利用者、地域住民の意見を必ず反映させること。また、市町村においても、交通政策基本法に努力義務として位置づけられている「交通政策基本計画」を策定すること。さらに、各市町村での交通・運輸やまちづくり施策の推進に当たっては、これら関連施策を横断的・一元的に取り扱う専門部署を設置すること。

(回答)

<b>高石市 (駅周辺整備課)</b>
平成25年12月に制定された交通政策基本法や平成26年11月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律等の趣旨などを踏まえながら、今後本市の交通計画等全般について検討を進めてまいります。
<b>泉大津市</b>
モータリゼーションが発展し、道路等の整備が始まって以来、交通安全対策は行政に課せられたひとつの大きな課題であります。地域が一体となって、安全で安心な交通環境やまちづくりを達成するために、情報の共有や相互の協力が、より良い効果へ繋がると認識しております。 本市では、交通政策基本法に基づき、歩行者や自転車利用者の視点に立った考え方をもって道路整備方針を作成しているところであり、関係機関と連携しながら、公共交通の利便性向上や安全な道路環境作りに取り組んでまいります。
<b>和泉市</b>
本市においては、住民が利用しやすい交通手段の確保の一環として、公共交通の空白地域におけるコミュニティバスの運行や地域バスの運行支援及び民間路線バスの交通系ICカード導入に対する支援等により公共交通の維持・確保に取り組んでおります。 また、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき「和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会」を設置し、委員にはバス事業者の労働組合の方や地域住民の代表の方々にも参画いただき、様々な立場から意見等を伺っております。 なお、交通政策基本法における基本方針ののっとり自然的経済的社会的諸条件に応じた施策の策定につきましては、今後検討していきたいと考えております。 専門部署の設置につきましては、交通関係では道路河川室内に交通担当グループを設置し、まちづくり施策を所管する関係部署と連携しながら取り組んでいるところです。
<b>岸和田市</b>
岸和田市の公共交通のあり方については、岸和田市公共交通検討委員会を設け検討を進めています。この委員会での議論や国の「交通政策基本計画」等を踏まえ、平成27年度から、よりよい公共交通のあり方を検討する態勢作りや基礎的な調査などに取り組んでまいります。その際には利用者をはじめ、様々な立場の方々の意見が取り入れられるよう努め、関係する各部署が密接に連携して横断的に施策を推進してまいります。

## (3) 自転車運転者のマナー向上と自転車レーンの整備について

2013年12月施行の改正道路交通法で路側帯での自転車の左側通行が義務化されたが、自転車運転者のマナーの問題などもあり、自転車が関連する事故は多発している。道路上での自転車事故を防ぐため以下2点について具体的な対策を講じること。

- ①改正道路交通法の趣旨を広く周知するとともに、自転車運転者のマナー向上のため、警察による監視強化期間やキャンペーン期間を設けた住民への啓発活動など、運輸局や大阪府、関係事業者とも連携した取り組みを行うこと。

(回答)

<b>高石市 (土木公園課)</b>
市内各所で自転車マナーアップを目的とした街頭キャンペーンを月に1回実施しております。また、小学校・中学校での交通安全教室や春と秋の交通安全運動において啓発活動を実施することで自転車の交通ルール遵守を呼びかけています。
<b>泉大津市</b>
自転車マナーの向上については、泉大津警察署や泉大津交通安全協会等関係機関と連携し、運転者講習会の開催、幼児や小学生、高齢者を対象とした交通安全教室の開催、交通安全運動街頭キャンペーンなどを通じまして、自転車安全利用に関する教育・啓発活動を実施しているところです。今後も継続して啓発活動を実施してまいります。

<b>和泉市</b>
本市では、市の交通安全教育指導員が警察、和泉交通安全協会及び「交通事故をなくす運動」和泉市推進協議会等と連携し、学校や幼稚園、保育園及び老人会などでの交通安全教室や運転者講習会をとおして、自転車利用におけるルールとマナーの向上に取り組んでいます。今後も市広報、ホームページ、チラシをはじめ、交通安全教室をとおして関係機関と連携し、自転車利用の交通安全の啓発に努めていきます。
<b>岸和田市</b>
市内幼稚園、小・中学校で開催する交通安全教室や府の自転車マナーアップ月間等と連携した啓発活動を継続し、市民の自転車運転に関するマナー・交通安全意識の向上を目指してまいります。

②自転車レーンの整備を早急に行うこと。その際には、歩道および車道と構造的に分離した自転車レーンの整備を検討すること。また、バスの停留所やトラック・タクシーベイにおける動線の確保、集配車両やバス・タクシーなど、駐停車が欠かせない車両に配慮した施策を講じること。

(回答)

<b>高石市（土木公園課）</b>
自転車レーンについては、市内を縦貫する南海中央線の供用している全区間において自転車道を整備しました。また、平成27年3月に開通した新村北線においても自転車レーンを整備するなど、対策に努めております。
<b>泉大津市</b>
自転車走行空間の整備につきましては、既存の道路環境を再度検証し、誰もがわかりやすく安全に利用できる自転車通行環境の形成に取り組んでまいります。
<b>和泉市</b>
自転車レーンの整備については、自転車と歩行者の安全な交通に向け、自転車の通行空間の確保は大事なことと認識しており、大阪府の指導を仰ぎながらネットワーク化など調査研究をしているところです。ただ、整備や通行空間の確保は、道路の幅員など状況等からすぐさまの整備は困難と考えております。 また、バスの停留所やトラック・タクシーベイにおける動線の確保等については、昨年4月供用開始した和泉府中駅前広場において、駅との結節点としてバス、タクシーが寄り付く導線とスペースの確保がされています。
<b>岸和田市</b>
都市交通において歩行者・自転車・自動車を取り巻く環境も変化しており、最近ではクリーンかつエネルギー効率の良い交通手段として自転車のニーズが高まっています。しかしながら歩行者の立場からすると歩道を通行する自転車は危険な存在であり、車道では路肩を走行する自転車にとって自動車は危険な存在であります。 自転車の通行方法については道路交通法も改正され、また近年利用者の高齢化も進む中、それぞれが安全安心に通行できる環境整備として自転車レーンの整備が注目されております。 ただし、自転車レーンの整備については自転車が利用される市内道路全てに適用できるかとなると自転車レーンを確保する上で適正な車道幅員および歩行空間そして移動空間のネットワークとしての連続性があること、また、沿道の駐停車時などの安全対策をクリアすることが課題となります。これら諸条件に対し、本市でも整備の有効性を検証するためモデル路線を選定し、自転車レーンの整備に取り組んでまいります。

#### (4) 災害対策の強化にむけて

##### ①社会インフラ対策強化にむけて

電気・ガス・上下水道・情報通信などのライフラインの基幹設備や管路の耐震化が促進されるための取り組み、および主要幹線道路や橋梁のメンテナンスにも着目した十分な予算措置などを行い、社会インフラの耐震化を早急に進めること。

また、ライフライン事業者などの関係企業・防災関係団体との連携の際には、ICT<sup>39</sup>を活用した情報共有システムなどを構築し、大規模な災害発生に備えること。

(回答)

<b>高石市（危機管理課）</b>
災害時を想定したライフラインの耐震化は、各事業者・管理者において進めているところですが、地域防災計画においてもライフライン施設については、速やかな復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供に努めることを規定しているところです。
<b>泉大津市</b>
社会インフラの耐震化については、電気・ガス・情報通信などのライフライン事業者の事業計画により災害に強い施設の整備を進めるよう取り組んでいただいております。 また、ライフライン事業者などの関係機関とは、平時の訓練等でも連携を深めながら、大規模災害時に備え、連携強化を図ります。

<p><b>和泉市</b></p> <p>和泉市では、社会インフラの耐震化推進や、各団体との連携における ICT（情報通信技術）を活用した情報共有システムの構築の必要性については充分認識しているところではありますが、現状として実現出来ておりません。</p> <p>しかし、市民の安心・安全を図るため、災害時の迅速な情報収集や物資の供給、社会インフラ等の機能障害の応急・復旧を目的として、平成 25 年 8 月 5 日に大阪府電気工事工業組合岸和田支部と締結した「災害発生時における応急対策業務に関する協定」をはじめ、他自治体・公共団体・医療機関・企業等と災害時におけるさまざまな燃料供給・水道管応急対策等に関する協定を締結しており、社会インフラ対策強化を図っております。</p>
<p><b>岸和田市</b></p> <p>電気・ガス・上下水道・情報通信などのライフラインは非常に重要なものであるため、関係企業・団体へ耐震化が促進されるよう働きかけてまいりたいと思います。</p> <p>関係企業・防災関連団体との ICT を活用した情報共有システムなどについては、他市の状況を参考に、大規模災害時の有用性も含めた検討を行ってまいりたいと思います。</p>

**②非常時における情報提供と避難行動要支援者の支援体制について**

大規模災害など、緊急事態発生時に、大阪府域にいるすべての人(旅行者や外国人、高齢者や障がい者などを含む)が避難・防災情報にアクセスできるよう、ICT を活用した「防災情報伝達システム」を整備し、高い防災性を備えた街づくりを推進すること。

また、災害発生時の避難行動要支援者への支援について、地域の企業や学校などと連携したネットワークを構築し、迅速な避難ができる体制を構築すること。さらに、地域での避難行動要支援者の実態把握を行い、避難後の生活支援も想定した福祉避難所<sup>40</sup>の設置を推進すること。

(回答)

<p><b>高石市 (危機管理課)</b></p> <p>災害時における情報提供については、防災行政無線、市ホームページ、大阪情報ネット、公共コモンズを活用して、避難情報、避難所情報を中心に情報提供に努めることとしておりますが、高齢者等の避難行動要支援者については、「互近助隊」をはじめとする隣近所の地区における支援体制の整備を進めております。また、福祉避難所として現在 3 箇所を指定を行っておりますが、平成 27 年 4 月に開館した防災機能を有する総合体育館においても受け入れを進めてまいります。</p>
<p><b>泉大津市</b></p> <p>大規模災害などの緊急事態発生時には、ICT の活用として、市ホームページやフェイスブック、緊急速報メール（各携帯会社）、防災情報メール（おおさか防災ネット）など多様な手段で高齢者など要配慮者を含めた多くの方に緊急情報を配信できるよう努めています。</p> <p>また、避難行動要支援者への支援につきましては、平時から繋がりのある福祉部局と連携し、地域での連携により迅速に避難ができる体制を構築できるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、福祉避難所として現在、市内の 11 施設と協定を締結しておりますが、避難行動要支援者の受け入れ体制整備として、今後も市内の福祉施設等に協定締結の働きかけを行い福祉避難所の確保に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p><b>和泉市</b></p> <p>情報提供において、ICT（情報通信技術）を活用した防災情報伝達システムの構築には至っておりませんが、和泉市内の非常時における情報伝達については、様々な手段を用意しているところです。</p> <p>和泉市では、市民の生命及び財産を守るため、広報車や市ホームページ・ツイッター・フェイスブックといったソーシャルメディアを活用した情報発信を行っております。</p> <p>電子メールを活用した情報提供手段としては、携帯事業者が提供する「緊急速報メール（エリアメール）」を導入したり、登録制の「いずみメール」を導入したりしました。「いずみメール」は、市民の方々が迅速に防災などの行政情報を受け取れるよう、平成 25 年 11 月から運用を開始した和泉市独自の電子メールサービスとなっており、広報誌や出張出前講座等で利用率向上のための啓発活動を行っております。</p> <p>また、和泉市では、平成 26 年度末の完成へ向けて、市民への音声情報伝達強化を目的に、同報系デジタル防災行政無線（外部スピーカー）の整備を行っております。これは、市内に設置する屋外の外部スピーカーや、屋内の戸別受信機を通して、広い範囲に音声による防災行政情報を提供するものです。</p> <p>避難行動要支援者の支援体制については、現在、和泉市では、災害時にお一人で逃げるのが困難な方々に対する名簿登録式（手上げ方式）の「安否確認登録制度」を運用しております。</p> <p>そして、平成 25 年 6 月 21 日の災害対策基本法の一部改正によって、「避難行動要支援者名簿」の作成や、名簿情報の避難支援等関係者への提供の規定が設けられたことを受け、より実効的な避難行動支援を実現するため、登録用件を見直した「避難行動要支援者名簿」の作成や、「和泉市避難行動要支援者の避難行動支援プラン（平成 26 年度中策定予定）」の策定を行っている最中です。</p>

<p>福祉避難所については、現在、北部総合福祉会館と総合福祉会館の二箇所を指定しております。これらは高齢者や障がいをお持ちの方など、避難生活に配慮が必要な方のための二次的な避難所として指定しております。</p>
<p><b>岸和田市</b></p> <p>市民への緊急情報伝達手段として、防災行政無線システムの再整備を進めており、また、情報伝達の多様化を図るため、市ウェブサイト、フェイスブックやツイッター、携帯電話による緊急速報メールでの情報発信を行っております。</p> <p>避難行動要支援者への支援については、避難行動要支援者支援プラン（平成27年2月策定）に基づき、災害時に安否確認や避難支援が迅速に行えるよう、日頃から地域を中心とした共助による取組みを推進します。</p> <p>また、福祉避難所の設置については、同プランおよび福祉避難所ガイドラインに基づき、市内の福祉施設等の設備面や運営状況を把握したうえで、協定の締結を進めていく予定です。</p>

### ③津波への対策強化

今後発生が予測されている巨大地震による津波の発生に対し、大阪府と連携し必要な対策を早急に講じること。特に、臨海工業地帯や石油コンビナート地区における企業の防災・減災対策についても積極的に推進すること。

(回答)

<p><b>高石市（危機管理課）</b></p> <p>特別防災区域であることから、大阪府石油コンビナート防災計画に沿って、大阪府と連携して、特に発災時の避難誘導、被害拡大防止についての対策を検討してまいります。</p>
<p><b>泉大津市</b></p> <p>津波への対策につきましては、地域防災計画や津波避難計画等に基づき対策しているところですが、今後もより一層大阪府・防災関係機関等と連携し、減災対策を図ってまいります。</p> <p>また、臨海地域の津波対策としましては、大阪府石油コンビナート等防災計画等により対策しているところですが、特別防災区域内の企業やその周辺住民と連携を図り、減災対策に努めてまいります。</p>
<p><b>和泉市</b></p> <p>和泉市では、大規模災害時における避難者受け入れのため、平成23年11月10日に大阪府立信太高等学校を津波避難ビルに指定し、平成24年8月には海拔表示を示した標識（学校名・標高・海までの距離を記載）を指定避難場所である小・中学校に配布・設置しており、津波被害の回避に取り組んできました。</p> <p>平成25年8月8日には大阪府の「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」の津波被害想定結果において、葛の葉町の一部が想定地域に指定されたことから、防災担当者が現地に出向く「出張出前講座」等で、改めて津波に対する理解や啓発に努めております。</p> <p>また、道路河川室が平成26年3月に改定し、4月に全戸配布した「和泉市洪水ハザードマップ」においても、津波浸水想定を記載し、更なる啓発に努めています。</p> <p>大阪府との連携については、津波・高潮にかかる避難勧告等判断伝達マニュアルの策定ワーキンググループ等に参加し、府内市町村の判断基準の統一化に向け、連携を密にしているところです。</p>
<p><b>岸和田市</b></p> <p>津波に関する新たな被害想定が昨年度の8月に大阪府より公表されました。これを受けて地域の方と一緒にワークショップを通じて、津波ハザードマップの改定作業を行いました。改定した津波ハザードマップは、市ウェブサイトで公開し、広く周知に努めています。</p> <p>企業の防災・減災対策について、大阪鉄工金属団地協同組合の津波を想定した避難訓練の視察や訓練資機材の貸出を通じて、推進しています。今後も継続して取り組みたいと思います。</p>

### ④災害時の帰宅困難者等の対策強化にむけて

災害発生時の帰宅困難者対策について、大阪府域の関係機関・企業・団体が連携し、帰宅困難者対策について策定中であるガイドラインが適切に運用されるよう、随時、大阪府や関係機関との災害発生時を想定した訓練などを行うこと。また、ガイドラインの内容を市町村内の事業者や住民に広く周知すること。

(回答)

<p><b>高石市（危機管理課）</b></p> <p>臨海工業地域については高砂1号線の液状化対策工事を行い、災害時の避難や安全な帰宅にむけての対策を進めています。</p>
<p><b>泉大津市</b></p> <p>大規模災害時の帰宅困難者対策につきましては、特に都市部におきましては、大きな課題であると認識し、今後大阪府が示す帰宅困難者対策のガイドラインを基に、関係機関と連携をしながら、その対策について検討してまいります。</p>

<b>和泉市</b>
和泉市では、平成 26 年度末までに改定予定の「和泉市地域防災計画」において、大規模災害発生時に帰宅困難者が多数発生することを想定し、関係機関との帰宅困難者支援体制の整備について、規定していく予定です。
広域的な取り組みとしては、関西広域連合（大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）では、大規模災害発生時の交通機関途絶により、自宅に帰るのが困難になる徒歩帰宅者を支援するため、コンビニエンスストア、外食事業者、ドラッグストア等と平成 23 年 9 月 22 日から「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結しております。この協定に基づき、災害時の徒歩帰宅者を支援していただける店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と呼んでおります。
例えば、協定を締結したコンビニエンスストアでは、徒歩帰宅者への水道水、トイレ、道路情報の提供など帰宅支援サービスを行っております。こうした支援サービスが可能な店舗は、入り口付近に全国で統一されたステッカーを掲出しており、住民への啓発・認知度の向上が図られている状況です。
<b>岸和田市</b>
現在大阪府で策定作業中の「事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン」について、府や近隣市町、関係企業、関係団体との連携が必要であることから、上記ガイドラインの策定後には市内の事業者や住民に広く周知していきたいと思います。

## (5) 防犯対策強化について

### ① 犯罪防止対策への補助について

大阪府の街頭犯罪は、今年も 6 月までで全国最多となっている。街頭で発生する犯罪の抑止効果がある防犯カメラについて、大阪府が実施する市町村への設置補助事業を活用し、市町村内の犯罪発生状況を調査のうえ、効果的な場所に順次設置を進めること。

(回答)

<b>高石市（危機管理課）</b>
各地区防犯委員支部ならびに地域安全センターにおいて、単一地区だけでなく、地区間の連携を行いつつ、事業者の特別防犯委員会とも連動し、街頭犯罪の抑制にむけて活動を進めてまいります。
<b>泉大津市</b>
防犯カメラ設置の有用性につきましては、犯罪の抑止力並びに昨今の犯罪捜査において威力を発揮しているものと認識をしております。
市といたしましても、防犯カメラ設置に対する市民ニーズが高まっていることを踏まえ、平成 27 年度の実施に向け、防犯カメラ設置促進を目的とした事業を検討しているところでございます。
<b>和泉市</b>
和泉市では、夜間における街頭犯罪の抑止対策等として、平成 24 年度からの 2 年間で町会・自治会等が管理する約 1 万 2 千灯を LED 防犯灯に変更したことで、更なる明るさや省エネ、そして町会・自治会等の財政負担の軽減を実現しました。また、防犯灯の設置及び電気料金の補助も行っております。
今年度からは、犯罪発生時の迅速な対応の実現を目的として、防犯カメラの設置費補助を開始しました。これは、町会・自治会が設置する防犯カメラについて、経費合計の 90%を補助するものです。引き続き、こうした補助制度による地域防犯活動の促進を通し、犯罪が起きにくいまちづくりに努めてまいります。
<b>岸和田市</b>
岸和田市では、平成 25 年度に大阪府が実施する市町村への防犯カメラ設置補助事業を活用して、町会等が設置する防犯カメラについて、1 台当たり 20 万円を助成する制度を創設しました。設置を希望する町会等に説明会を実施し、検討を重ね、警察とも協議をし、順次設置を進めています。

### ② 公共交通機関への防犯対策について

公共交通機関において、駅構内・車内における係員への第三者による暴力行為が増加傾向にある。国交省などでも暴力行為防止に向けたキャンペーンを実施しているが、市町村でも広報紙やホームページを活用するなど、広く住民にアピールする具体的な啓発活動を行うとともに、特に暴力行為が多く発生している夜間の時間帯の警察による巡回強化など犯罪防止対策に努めること。

(回答)

<b>高石市（危機管理課）</b>
鉄道事業者と連携し、警察による巡回などを進めることにより、犯罪の防止を進めてまいります。
<b>泉大津市</b>
本市においては、警察及び防犯委員会と協働で犯罪防止に向けた街頭啓発運動を実施しております。また、広報、ホームページの掲載に加え、自治会等の掲示板での掲示による犯罪防止の啓発を行うとともに、青色防犯パトロール車における市内巡回を実施しております。また、新たに平成 26 年 6 月「より安全安心なまちづ

<p>くり」を実現するため、世界保健機関（WHO）が推奨するセーフコミュニティ活動に取り組むことを宣言いたしました。今後、こうした取り組みを進めるなかで、犯罪防止の対策を講じてまいります。</p>
<p><b>和泉市</b></p> <p>和泉市では、大阪府安全なまちづくり条例に基づき、公共交通機関の駅長が委員を務める和泉市安全なまちづくり推進協議会を設立し、市、市民及び事業者等が連携して犯罪の防止に関する施策に取り組んでいるところです。今後も、地域や和泉警察署等と連携しながら、タイムリーな防犯情報提供を行うとともに、地域の防犯活動を活性化していきます。</p>
<p><b>岸和田市</b></p> <p>公共交通機関においては、大阪府鉄道警察隊による列車への警乗、駅構内のパトロール、また岸和田警察署交番勤務員などの署員による駅構内のパトロールなど、犯罪の未然防止活動を推進されていると認識しています。岸和田市としても警察、JR西日本、南海電気鉄道から犯罪防止啓発活動などへの協力要請があれば対応するように努めます。</p>

**(6) 雨に強いまちづくり（集中豪雨対策）について**

近年、世界的な環境の変化により日本の気象にも大きな変化が表れている。特に、昨年大阪駅周辺でもみられた集中豪雨による都市の浸水は、住民の生活のみならず経済活動や交通網にも大きな影響を与えている。集中豪雨の発生に備え、下水道防災センターを設置し、浸水対策を強化すること。具体的には、河川および雨水排水路の容量を拡大するなどの整備や下水道の逆流防止対策などのインフラ整備を行うこと。

（回答）

<p><b>高石市（上下水道課）</b></p> <p>下水道事業としましては、近年多発している集中豪雨の頻発、都市化による雨水流出量の増大によって市内の浸水リスク・公共下水道施設の負荷が増大しており、このような状況に対応するため、公共下水道整備計画に基づき雨水管渠の整備を行っております。平成25年度末での雨水整備率は約68.0%であり、今後も引き続き浸水対策を強化するため雨水管渠の整備を進めてまいります。</p> <p>また、集中豪雨時の雨水流出を抑制するとともに、貯留した雨水を有効活用し、良好な水環境社会の形成につなげることを目的として、住宅敷地内への雨水貯留タンクの設置を推進しており、平成25年度から設置費の一部を助成しております。</p>
<p><b>泉大津市</b></p> <p>本市では、災害に強い安全なまちを目指し、平成26年度に改定、作成した総合防災マップをもとに、大雨に伴う洪水、内水のハザードマップで浸水区域やアンダーパス地点を表記し、災害の危険性や防災情報の周知を行ってまいります。今後も雨水に対する排水能力の向上及び災害に対する備えの周知に努めます。</p>
<p><b>和泉市</b></p> <p>和泉市の公共下水道事業（雨水）につきましては、昭和52年の事業着手以降、幹線整備を中心に事業を進めた結果、近年では大きな浸水被害は確認されておられません。</p> <p>今後も、浸水被害の状況を的確に把握し、既存の排水施設の活用を図りながら雨水管の整備を進めてまいります。また、布設スペースを確保できる都市計画道路等においては、それらの事業と連携し、効率的な事業を行ってまいります。</p>
<p><b>岸和田市</b></p> <p>本市において、集中豪雨はもとより災害発生に備え、地域防災計画に則り、災害時職員配備体制があります。</p> <p>本市下水道部門における雨水対策として、雨水管渠の整備、現有雨水管渠の点検及び清掃並びに現有下水ポンプ場設備の改築を順次行っています。</p> <p>今後予想される豪雨に備え、現有雨水排水施設、排水系統及び吐口の状況の調査並びに河川管理者など関係行政機関と連携し、できることから対策を講じたいと考えます。</p>

**(7) 踏切事故防止対策について**

大阪府では鉄道事業者との踏切事故防止対策を実施しているが、市町村においても踏切事故防止のために、歩道幅などの速効対策を進めるための、必要な措置を行うこと。また長期的には踏切の除却をめざした立体交差化などの抜本対策を鉄道事業者と連携して推進すること。

（回答）

<p><b>高石市（駅周辺整備課）</b></p> <p>現在本市では、南海本線・高師浜線（高石市）連続立体交差事業を大阪府及び南海電気鉄道(株)と共に進めており、本事業により踏切が除却されることで、事業区間の踏切事故が解消されることとなります。</p> <p>今後とも引き続き、三者で連続立体交差事業の早期完了を目指し、事業を推進してまいりたいと存じます。</p>
<p><b>泉大津市</b></p> <p>本市におきまして、踏切事故対策の一環として南海本線（泉大津市）連続立体交差事業を実施し、南海本線の10箇所の踏切のうち8箇所が除去されております。</p>

<b>和泉市</b>
本市における踏切事故防止の取組みについては、これまで踏切間の統合による廃止や歩行者用立体交差施設等の整備を行ってきました。 更なる方策については、大阪府や他市の先進事例等を調査研究するとともに、必要に応じて鉄道事業者と協議していきます。
<b>岸和田市</b>
岸和田市では緊急対策踏切等から速効対策として歩行者を立体横断施設へ誘導する看板を設置したり、抜本対策として鉄道事業者と連携し東岸和田駅周辺の立体交差化事業を実施しています。また、南海本線春木1号踏切については、高架化までの暫定措置として歩道拡幅の実施に向け鉄道事業者と協議してまいります。

## 7. 泉州地区協議会 独自要請

### 《高石市》

#### (1) 地域振興策について

現在、官民一体となったイベントの実施等、市民を巻き込んだ取り組みがなされていますが、浜寺公園側で実施されるイベントと臨海部（高砂側）で実施されるイベントの実施時期など、それぞれが連携してより集客力が大きくなるよう継続・強化を引き続き行って頂きたい。

(回答)

浜寺水路を活用したマリンイベントを実施することにより、市民の親睦と郷土愛の育成を図り、まちの活性化に寄与することを目的とした、市内各種団体で構成する実行委員会主催の高石シーサイドフェスティバルを引き続き支援してまいります。

開催日につきましても、高石商工会議所が主催する堺泉北港ドラゴンボート大会と同日実施することで、相乗効果を生み集客力を上げたいと考えています。また、好評である工場夜景ツアーやまちあるきツアーに対しても支援を行うとともに、Facebook「REBOOT」を運営するなど、本市の地域魅力の再発見・創出に積極的に取り組んでまいります。(地域活力創出課)

### 《泉大津市》

#### (1) 地域医療体制の確立について

現在、医師の偏在等による医師確保の困難な状況、また診療報酬制度の改悪により特に公立病院の運営は厳しい状況が続いています。

このような状況のなか、地域周産期母子医療センターをオープンさせ、泉大津のみならず泉州地域の医療を広域的に担う公立病院として奮闘されていますが、病院財政は、厳しい財政運営となっています。

連合大阪泉州地区協議会は、地域医療を守る観点から貴市立病院の健全な財政運営を求めると共に、営利目的の民間病院では賄いきれない福祉サービスを提供する場として自治体として責任を持って引き続き維持運営に努めることを強く求めます。

また、泉州地域の広域的な医療の中核を担っている現状を踏まえると、大阪府更に国からの積極的な財政的支援を強く求めて頂きたい。

(回答)

市立病院は、公立病院としての役割を果たすと同時に、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えます。  
また、国・府に対しては市立病院としてのみならず、市や大阪府公立病院協議会、全国自治体病院協議会等を通じ、機会あるごとに積極的な支援を働きかけてまいります。

#### (2) 地域振興策について

泉大津港の利用の活性化を図る為に大阪府・泉大津市行政・地域企業が一体となったポートセールスを積極的に行って頂きたい。

また、街灯整備を積極的に行い夜間の防犯効果の向上と、景観・イメージの向上をお願いしたい。

(回答)

平成26年10月20～25日にかけて、本市にとって初めての取り組みとなった港湾トップセールスを実施しました。

本市、大阪府、港湾事業者が一体となり、ベトナム（ホーチミン市、バリア・ブンタウ省）とミャンマー（ヤンゴン市）を訪問し、国際拠点港湾堺泉北港（泉大津地区）の利活用促進及び市内経済の活性化に繋げることを目的にPRを行いました。

来年度についても、ASEAN（東南アジア諸国連合）等の諸外国に対し、泉大津港の魅力を伝えるとともに、

関西国際空港や大阪市内からのアクセスの良さなど、抜群の立地条件等をPRし、本港を輸出入の拠点として利用して頂けるよう、引き続きポートセールス及びポートセミナーを実施します。

また、街灯（防犯灯）整備につきましては、地球温暖化対策及び防犯対策のため、平成23年度より3年間かけて、市内20W蛍光灯防犯灯の全LED化を実施したところです。これにより蛍光灯に比べ長寿命による長期間安定した照度維持及び照度向上を実現しており、今後も引き続き、自治会と連携して市内未設置箇所のLED防犯灯の設置促進に向けた取組を行ってまいります。

### (3) 防災について

東日本大震災並みの災害（津波）が発生した場合、泉大津市は全域が被災地域となる、よって近隣の自治体への速やかな避難体制が必要であり、広域的な連携をお願いしたい。

また、緊急時に対応できる行政職員の人員の確保と人材育成、災害時に必要な機材の確保に努めて頂きたい。  
(回答)

南海トラフの巨大地震など広範囲の大規模災害の発生に備え、同時被災の可能性が少ない都道府県域を超えた市町村間での災害時相互応援ネットワークを構築し、広域避難を含め、物的・人的両面で応急対策できるよう協定を締結しています。

また、訓練等を通じて、災害時に迅速に対応できる職員の育成と必要資機材等の確保に努めてまいります。

## 《和泉市》

### (1) 地域医療体制の確立について

現在、医師の偏在等による医師確保の困難な状況、また診療報酬制度の改悪により特に公立病院の運営は厳しいものとなっています。

新病院建設について、建設費用も当初計画より超過していると聞き及ぶなか、患者も減少し、地域医療を支える病院の財政運営は大変厳しい状況です。このなか、看護師をはじめとする医療スタッフの人員体制は確保できているのか等、市民が知りたい情報を、現在検討している内容及び、現状について詳細な説明をお願いしたい。連合大阪泉州地区協議会は、地域医療を守る観点から貴市立病院の健全な財政運営を求めると共に、市としても適切な財政支援を行うことを求め、また、泉州地域の広域的な医療の一翼を担っている現状を踏まえ、大阪府更に国からの支援を積極的に求めることを要望します。

(回答)

#### ①医療スタッフ確保状況

看護師等は平成26年3月末で大量退職となりましたが、その後の新規採用も順調に進み、現在は充足しております。他方、医師につきましては、3月までの約8割の職員数となっておりますが、今後も引き続き確保に努めてまいります。

#### ②市民等への情報提供

議会の定例会毎に運営状況を報告し、その報告に対し議員より意見等が多く寄せられておりますので、傍聴いただければと考えております。

また、外部有識者で組織した「和泉市立病院指定管理者評価委員会」においても、運営状況等の評価をしていただいておりますので、ぜひ参加いただければと考えております。なお、次回開催日時等の詳細につきましては、事前にホームページ等で公表いたします。

また、新病院建設については昨年9月に基本構想・計画（案）を策定し、パブリックコメントを募集しております。その後、指定管理者である医療法人徳洲会と建物規模等について再度協議を行っておりますので、それらを踏まえた計画が整いましたら速やかに皆様にお知らせすると共に、改めてご意見をいただく予定です。

### (2) 総合的な都市機能の充実について

現在、企業誘致また大型商業施設の誘致については積極的な政策展開がなされ、和泉市においては人口が増加傾向にあります。

そのなか、道路の渋滞等インフラの更なる整備が必要であると考えます。特に交通弱者への配慮（グリーンゾーンの設置等）今後も、国や府への積極的な働きかけと市の努力により市民の生活向上に向けた政策展開を求めます。

(回答)

本市では、交通バリアフリー基本構想を策定し、すべての人が移動しやすい安全で安心な整備を進めているところです。グリーンベルト（グリーンゾーン）は、通学児童の安全の確保を図るため年次的に整備を進めており、補助金等の国の制度の活用もしております。誰もが安全で快適に通行できるよう関係機関とも連携して、市民の生活向上に向け取り組みを進めていきたいと考えております。

### (3) 安心安全な街づくりについて

近年、子どもが被害者となる悲しい事件が多く発生しています。地域の連携を密にし、更なる地域の防犯対策の向上を計って頂きたい。

(回答)

和泉市では、街頭犯罪等への防犯対策の向上を目的に、和泉市安全なまちづくり推進協議会といった防犯団体に活動を委託し、地域ぐるみの防犯活動を行うことにより、市民の防犯意識の向上及び防犯対策の推進に努めております。例えば、和泉総合防犯センター（ICPC）では、青色回転灯を装備した自動車（通称青パト）による自主防犯パトロールを行っており、子どもの登下校時のパトロールや、ひったくり等の街頭犯罪の抑止活動を展開しています。

平成 22・23 年度の 2 カ年度においては、和泉市内の全小学校内に地域住民との交流・活動拠点となる地域安全センターの整備を実施し、防犯、防災、高齢者の見守りなどを行う拠点としております。

また、平成 25 年 11 月より運用を開始した登録制の「いずみメール」では、地域の不審者目撃情報といった防犯情報も配信しており、引き続き、地域の見守り活動を向上させていくための取り組みを行ってまいります。

## 《岸和田市》

### (1) 既存の地元企業の支援について

新規参入企業に対する優遇税制はあるが、既存の地元企業に対する支援がない。早急に地元企業への支援政策を図って頂きたい。これにあたっては雇用、賃金水準の確保に向けたものとして頂きたい。

また、地元企業においては正規雇用労働者が減らされ、非正規雇用労働者が増えている。非正規雇用労働者の劣悪な雇用条件の指導等、市としても取り組みをしてもらいたい。

(回答)

非正規雇用労働者の生活や雇用の安定など処遇の改善が図られるよう、関係機関と情報共有を進め取り組んでまいります。

### (2) 防災について

ハザードマップの早期の見直しを行い、津波発生時の避難経路の構築と発信をお願いしたい。

また近隣市町の避難場所としての受け入れ体制等、広域的な取り組みをお願いしたい。

(回答)

津波ハザードマップについては、新たな被害想定が昨年度の 8 月に大阪府より公表されましたことを受け、地域の方と一緒にワークショップを通じて、津波のハザードマップの改定作業を行いました。改定しました津波ハザードマップは平成 26 年度 4 月、南海本線よりも海側の地域を対象に全戸配布し、さらに、市ウェブサイトへの掲載や、12 月に市内全戸配布致しました「総合防災マップ」にも掲載し、周知を図りました。

また、この新たな被害想定にのっとり、岸和田市津波避難計画書の取りまとめも行い、津波警報等発表時における避難指示の基準や発令地域の明確化を行いました。今後も継続して情報発信を行い、広く周知していきたいと思っております。災害発生時の近隣市町との連携につきましては、現在避難場所としての受け入れ体制等の詳細な取り決め等はございませんが、泉南ブロック地区として定期的な会議等により関係強化を図っています。今後広域的な対応ができるよう検討してまいりたいと思っております。

### (3) 競輪場の運営について

競輪場の運営にあたっては毎年市への繰入れ金が確保できている現状を考えれば、市財政にとって無くてはならない事業です。継続し発展可能な政策を進めることが市財政運営にとっても最重要であり、競輪場の持続・発展に向けた積極的な政策展開を引き続き行って頂きたい。

(回答)

競輪事業は、バブル経済崩壊以降のライフスタイルに対する価値観が変化し、またレジャーの多様化が進むなか、新たな顧客、特に若い世代を獲得できないままファンの高齢化が進んでまいりました。全国的にも入場者数や車券売上が減少し、競輪事業から撤退する施行者も出るなど、競輪事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況です。しかし、要望書にもごさいますよう、競輪場の持続・発展に向け、特別競輪の誘致等を積極的に行い、車券売上の向上、入場者数増加に努めるとともに経費の見直しを図ってまいります。

### (4) 安心安全な街づくりについて

南海電鉄春木駅前の踏切付近では歩行者と車両が混雑し非常に危険な状態です。岸和田競輪での収益も存分に活かし、早期に南海電車の高架工事を実施するよう要望します。

(回答)

高架化については、厳しい社会情勢の折、事業の早期着手は難しい状況となっており、現在春木駅前の道路環境の改善を行うべく、速攻対策のための工事を進めているところであります。

以上

1. 連合大阪リビングウェイジ

最低生活保障給として、連合大阪が独自で算定している。労働者の最低生計費は、①健康で文化的な最低限度の生活ができる、②労働力の再生産に必要な最低限度の生活ができる、③最低限度の社会的体裁が保持できる、この三つの条件を満たす必要があると考え、そのために必要な生活必需品・サービスをマーケットバスケット方式（食料・衣類など生活に必要な品目ごとに標準量を求め、それに価格を乗じて合算する）で算出した。2008年は時間額 870 円としたが、2014 年 7 月に改定し、現在は時間額 990 円と設定している。

2. 地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

3. 地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、府内 7 ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施しています。

4. 生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるための根拠法。

5. 女性年齢階級別労働力率：M字カーブ

女性労働者の働き方をグラフに表すと、30 歳代が就業していないため M 字型曲線を描く。

6. 男女いきいき・元気宣言

「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男女ともにいきいきと働くことができる取り組みを進める事業者を、大阪府が「男女いきいき・元気宣言」事業者として応援している。

7. くるみんマーク

企業が行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、労働局へ申請することによって、次世代に基づく「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができ（くるみんマークの認定）、認定された企業には、税制優遇制度がある。

8. 関西イノベーション国際戦略総合特区

総合特別区域法に基づく国際戦略総合特区の指定申請を関西 3 府県（京都府・大阪府・兵庫県）・3 政令市（京都市・大阪市・神戸市）共同で 2011 年 9 月 30 日に行い、同年 12 月 22 日に国から指定を受けた特区。特に医療、エネルギー分野において、実用化、市場づくりをめざしたイノベーションを次々に生み出す仕組みづくり、大阪・関西経済の再生に繋げる。

9. 大阪観光局

オール大阪で観光振興を担う観光プロ組織として、平成 25 年度より設立。民間の経験豊かな観光のプロによるトップマネジメントのもと、民間の視点で事業を行う。

10. MOB I O

大阪府がクリエイション・コア東大阪に開設した、府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづくりの総合支援拠点」

11. ものづくり B2B ネットワーク

全国のものづくりに関する発注ニーズ（部品発注、加工依頼、試作依頼など）を一括して受け、それらのニーズに的確に対応できる大阪の元気なものづくり企業を紹介するために、民間と行政が連携して運営する窓口のこと。B2B とは、Business to Business の略称で、企業間取引を指す。

## 12. 総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

## 13. 下請かけこみ寺

下請取引の適正化を推進することを目的とし、国（中小企業庁）が全国48ヶ所に設置した無料相談窓口のこと。相談対応のほか、弁護士による紛争解決、講習会事業も行う。

## 14. 下請二法

下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の二法のこと。

下請代金支払遅延等防止法とは、下請代金の支払遅延等を防止することで、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的としている。

また下請中小企業振興法とは、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講じ、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

## 15. 下請ガイドライン

下請事業者の皆様方と親事業者との間で適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインのこと。

## 16. BCP Business Continuity Plan（事業継続計画）

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

## 17. 大阪府保健医療計画

大阪府での医療提供体制の確保を図るための計画。健康の保持増進から疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションまで切れ目なく、良質な医療サービスを提供し、府民のニーズをみとす必要な保健・医療・福祉の総合的なサービス体制の確立をめざす。特に、5疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患）4事業（救急医療・災害時医療・周産期医療・小児医療）及び在宅医療の分野について、それぞれの医療機能を明示するとともに、取り組み方向及び目標を定め、PDCAサイクルを効果的に機能させながら取り組んでいる。

## 18. 組織型検診体制

対象とする年齢等を明確化し、明確化された人々が個人単位で把握され、がん検診の対象者名簿が作成されている高い受診率を確保できる体制。作成されている名簿を用いて、適切な時期に対象者への受診勧奨を実施し、受診しない人には再度呼びかけ受診を促す。また、質の高いがん検診が提供できているかどうか、実施している事業所、市町村単位に検診の事業評価を行う。

## 19. 不育症

妊娠はするものの、2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある場合を不育症という。また、1人目を正常に分娩しても、2人目、3人目が続けて流産や死産になった際、続発性不育症として検査をし、治療を行う場合がある。

## 20. 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

## 21. 地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置するもの。

## 22. 介護職員処遇改善加算

平成 24 年度介護報酬改定により、介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成 23 年度まで実施していた「介護職員処遇改善交付金」の相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、平成 27 年 3 月 31 日までの間「介護職員処遇改善加算」が創設された。

## 23. 認知証サポーター

認知証について正しい知識を持ち、認知証の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域を作っていくボランティア。各地域で実施している「認知証サポーター養成講座」を受講する必要がある、受講者にはサポーターの証としてオレンジリングが配布される。

## 24. キャラバン・メイト

地域や職域における「認知証サポーター養成講座」の講師役のこと。

## 25. 成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、その人を援助してくれる人をつけてもらう制度。

## 26. 大阪府障がい福祉計画

障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）に基づき、国の基本指針に即して、3 年間の障がい福祉サービス見込量等を示す計画。

## 27. 子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組み。地域の実情に応じた学校教育・保育の整備を行うとともに、放課後児童クラブや地域子育て支援の実施体制を整え、公費による支援を実施。消費税 10% 引き上げの時期を踏まえて、平成 27 年 4 月を目途にスタートの予定。

## 28. 公定価格

教育や保育に通常要する費用の額を国の基準で算定した額。通常要する費用とは、子どもの認定区分や年齢、保育の利用時間や定員規模、地域区分等、区分ごとに必要な人件費や事業費、管理費等の経費のモデルを国として考え、それを子ども一人当たりの月額という形で示しなおしたもの。

## 29. 所得連動返還型無利子奨学金制度

家計状況の厳しい世帯の学生・生徒を対象として、無利子奨学金（第一種奨学金）の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入（年収 300 万円）を得るまでの間、願い出により返還期限を猶予することで、将来の返還の不安を軽減し、安心して修学できるようにすることを目的とした制度。

## 30. 個人番号（マイナンバー）

住民票を有する全ての方に対して、1 人 1 番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定する。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わらない。

国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを紐づけて効率的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り（情報連携）することができるようになる。

## 31. 食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。

## 32. フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

## 33. グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性を考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

#### 34. 水循環基本法

国内の水資源の保全を図ることを目的として 2014 年 3 月 27 日に成立した法律。これまで 7 つの省が河川や上下水道、農業用水などを管理してきたが、内閣に「水循環政策本部」が設置され、一元的に管理、規制する体制になる。これまで法律で規制されてこなかった地下水も国や自治体の管理対象に含まれている。

#### 35. 食品表示法

食品の賞味期限や保存方法、栄養成分などの表示は、これまで食品衛生法と JAS 法、健康増進法の 3 つの法律でバラバラに定められていたが 1 つの法律にまとめた。

#### 36. 大阪産（もん）

大阪府で栽培・生産される農産物、畜産物、林産物、大阪湾で採取され大阪府内の港に水揚げされる魚介類、大阪の特産と認められる加工食品（「大阪産(もん)名品」）。

#### 37. 6 次産業化

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す造語で、経営の多角化を指す。第一次産業の 1 と第二次産業の 2、第三次産業の 3 を足し算すると「6」になること、各産業の単なる寄せ集め(足し算)ではなく、有機的・総合的結合を図る掛け算 ( $1 \times 2 \times 3 = 6$ ) であるとも言われている。

#### 38. 交通政策基本法

交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保および向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担および有機的かつ効率的な連携、連携による施策の推進、交通の安全の確保など、交通に関する基本理念を定めた法律。2013 年 12 月 4 日施行。

#### 39. ICT : Information and Communication Technology (情報通信技術)

情報・通信に関連する技術一般の総称。「IT」とほぼ同様の意味。

#### 40. 福祉避難所

災害時に高齢者や障がい者、妊婦ら一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる 2 次避難所。バリアフリー設備のほか、介護福祉士や看護師といったスタッフの支援が必要なため、全国の指定施設の多くが高齢者施設。